

中国の国有企業改革・金融改革等にかかわる

日中協力の可能性

- 人材育成を中心にして

大久保 勲

(東京リサーチインターナショナル)

要 約

中国経済の最大の課題は国有企業改革であるといっても過言ではない。国有企業改革が順調に進まなければ、金融機関の不良債権問題の解決も難しい。国有企業がなぜ多額の不良債務を抱えるようになったのか。それには歴史的背景があるが、それだけでなく、時代の要請にあう形での経営者やその他役職員の育成が行われなかった。結局、市場経済を経験した経営者などおらず、ほとんどすべての国有企業経営者は計画経済時代の観念を持った人たちであった。

中国は計画経済時代から、对外开放を経て、十年余りで市場経済化を志向することになった。国有企業は、総じて自己資本が貧弱であり、所要資金のほとんどを四大国有銀行融資に依存していたが、四大銀行は、国有企業に対する融資に当たって地方政府等第三者の干渉を受けることが多かった。法律上、四大銀行が第三者の干渉を受けなくなったのは、「商業銀行法」が公布された 1995 年以降のことである。しかし、「商業銀行法」公布以降ですら、まったく独自の判断で融資できるようになったとは言えない。現在ですら、銀行は不良債権をつくらぬようにという要求の一方で、経済発展への支持を求められ、両者の間のバランスをとるのに悩んでいる。

四大国有銀行は、国有企業の必要とする資金を、あまり厳しい審査など行わず融資しつづけた。国有企業は四大国有銀行からの融資をあたかも財政資金交付を受けるように受けた。銀行も国有、企業も国有なので、是非とも頑張って返済しなければならないとの強い義務感に欠けていたのが実情といえる。

金融体制改革の一つとして、三つの政策銀行を設立し、政策性融資は政策銀行から融資することとしたが、そうすると、政策銀行からの融資は四大銀行からの融資よりも更に返済の義務感に欠けることとなった。

こうして四大国有銀行も新設の政策銀行も巨額の不良債権を抱えることとなった。他方で、本来、財政補助的なものも、銀行融資の形で国有企業に支払われたために、1999 年度でも国家財政債務は国内総生産（GDP）の 10% 程度に過ぎない。

中国は WTO 加盟を望んでおり、ガットへの加盟申し込みから既に 14 年になる。そして 2000 年中には加盟の可能性が濃厚になってきた。WTO 加盟で、金融分野も一層对外开放を迫られることになった。外資銀行との競争も激化することが予想されている。四大国有銀行も商業銀行化しなければならないが、歴史的背景もあり、巨額の不良債権を抱えている。商業銀行化するためには、不良債権を処理しなければならない。しかし、現状では銀行側に不良債権を処理する体力はない。企業側には返済する能力がない。今の国家財政では、年間せいぜい 500 億元程度しか不良債権償却にまわすことは出来ない。歴史的にみれば、四大銀行は 1980 年代初めより、本来財政で負担すべき部分も含め国有企業に融資を行ってきた。その一方で、財政部の規定により、銀行側は最近まで貸倒引当金も年初の融資残高の 1% までしか積むことを認められず、利益をせっせと国家に上納あるいは納税してきた。

こうした背景から、1995 年末までの四大銀行の不良債権は基本的に財政の責任で処理することになった。具体的には、四大銀行のそれぞれに、米国の RTC、日本の整理回収機構と類似の資産管理会社が設立された。そして、四大銀行で合計約 1 兆 2,000 億元の不良債権が

帳簿価格で移管されることになった。これだけ巨額の不良債権を処理する具体的方法としては、数千億元の規模で不良債権の株式転換が行われる予定であるが、株式転換が行われても、株式市場の規模からすれば、上海および深圳の株式市場で上場できるのは限られてくる。

このように巨額の不良債権が生じたのも歴史的背景だけを原因とすることはできない。審査能力や、内部管理が不十分であったこと、モラルの欠如等原因は少なくない。また、資産管理会社が巨額の不良債権を処理するに当たって、処理の実務に当たる職員の業務経験不足も指摘されている。中国で投資銀行業務など経験した人材は殆どいない。

こうして、金融機関のこれまでの問題処理に当たって、人材不足がますます明らかになってきた。そればかりではない。WTO 加盟で、中国金融界が国際金融界と軌道を接することとなるが、そもそも国際金融の知識経験を有する人材は、中国で極めて限られている。

このように中国には資金も人材も不足しているが、資金不足は、恐らく信用体系を再構築することによってある程度の解決が可能であろう。しかし、人材不足は一朝一夕には解決不可能である。中国国民の素質を向上させるには、何十年もかかるであろう。しかし、市場経済化に向かう過程で、中国にとって必要な人材を何とか一日も早く養成しなければならない。そのために、日本が行うべきことは「顔の見える」協力であり、これは日本の国益にも合致する。

それでは具体的にどのように人材育成を行うか。日本として協力可能な人材育成の具体的方法として、金融関係の人材育成が考えられる。

外国側が協力して中国で行われる研修は、1日ないし2日間程度の短期のものが多い。しかし、中国金融界の現実からみれば、もっと腰を落ち着いた研修が必要である。研修の実施にあたっては、金融機関の監督管理の責任を負っている中国人民銀行と内容面まで含めてよく相談し、少しずつ範囲や規模を拡大していくのが望ましいと判断される。

次に国有企業改革のための人材育成については、既に国際協力事業団の国別援助研究会報告書で極めて適切な提言が行われている。具体的には、「中国の国有企業改革において、具体的な対策が十分にとられていないことの一つは、実践的な経験を有する有能な経営者層の育成です。今後、持ち株会社などが組織された場合、傘下の企業を監督し、経営全体を見ていく能力を有する人材がますます必要となってきます。こうした点について、わが国の企業経営者、企業コンサルタント、法務、財務、技術、生産などの専門家派遣による現地研修、企業訪問・診断調査の実施や、訪日交流、研修受け入れに対する人的、資金的支援が重要となりましょう。」と記されている。

WTO 加盟が 2000 年中にも実現する見通しとなっているといっても、市場経済への頭の切り替えができていない経営者は極めて限られているのが実情である。

銀行、国有企業とも対象人数がきわめて多いので、国家経済貿易委員会と相談して、中国側の指導者を養成する方法をとるしかない。企業経営者養成については、北京大学等の大学も行っており、中国企業管理協会のような組織もあるので、中国側とよく協調して行う必要がある。

中小企業育成のための研修はどうか。国有企業改革が順調に行われるか否かは、雇用の受け皿となる中小企業の発展にかかっているとみられるが、国有企業の余剰人員は就業

者の 20%と 30%の間とみられ、仮にこれを 25%で計算すると約 2,700 万人となる。中小企業育成の一つの方法としての経営者育成も、あまりに対象人数が多いために、中国側指導者を養成する方法しかとれない。この点についても、国家経済貿易委員会とよく相談することが必要である。

次は進出日系企業の管理者養成である。日系企業の場合、現地職員の登用(=現地化)があまり行われず、そのために日本人派遣役職員の人件費負担が極めて重いケースが一般的といえる。日系企業の場合、現地職員の教育は、例えば技術習得等は積極的に行っているものの、管理者、経営者としての教育は、現場の実情からするときわめて難しい。外部で教育するにも、そうした需要に応える機関はない。なんとか ODA で日系企業の管理者、経営者を養成する方法がないだろうか。進出日系企業の管理者、経営者養成によって、対中 ODA に対する日本国内の批判にも、いくらかは応えることが出来るのではないだろうか。

2000 年 3 月の全国人民代表大会で強調された「西部大開発」でも、最重要問題の一つは人材である。しかし、人材育成は時間をかけて地道におこなうべきものである。まずは、金融関係や進出日系企業管理者、経営者養成等「顔の見える」、しかも日本として取り組みやすい部門から着実に行うのが望ましいであろう。

目次

要約	i
1. はじめに	1
(1) アンタイトローン	2
(2) 投資金融	2
(3) 輸出金融	2
(4) 円借款	2
2. 国有企業改革の現状と問題点	4
2-1 国有企業の概況	4
2-1-1 国有企業改革の現状	4
(1) 中国共産党 15 回党大会での所有制構造の改革	6
1) 公有制が主体	6
2) 国有企業のリストラは歴史の流れ	7
(2) 中国政府が国有企業のためにとった政策措置	7
1) 国有企業に対する権限委譲と利益譲渡（放権譲利）	7
2) 国有企業に「現代企業制度」をうちたてる	8
2-1-2 党中央の国有企業改革と発展の若干の重大問題についての決定 （9月22日党15期中央委員会第4回全体会議通過）	8
(1) 国有企業の改革と発展の推進は重要かつ緊迫した任務	8
(2) 国有企業改革と発展の主要な目標と指導方針	8
(3) 国有企業の資産負債構造の改善と企業の社会負担の軽減	9
2-2 四大国有商業銀行の不良債権問題と国有企業改革の推進	9
3. 金融改革の現状と問題点	13
3-1 中国の学者からみた中国の金融改革の現状と人材不足問題	13
(1) 王洛林中国社会科学院常務副院長	13
(2) 余永定中国社会科学院世界経済と政治研究所所長	14
(3) 李揚中国社会科学院財貿経済研究所副所長	14
3-2 最近の中国金融界トップ人事異動について	15
(1) 世界銀行駐中国代表処 Deputy Chief of Mission Mr. Austin C.T.Hu	16
(2) 中国国際信託投資公司（CITIC）張肖副董事長（元中国工商銀行行長）	16
(3) 中国信達資産管理公司王海軍主任（博士）	17
(4) 中国銀行香港・マカオ総管理処林広兆副主任	17
3-3 金融体制改革の具体的成果	19
3-4 中国の金融のかかえた基本問題	21
3-5 国有商業銀行株式化について	22
3-6 WTO加盟の中国の銀行業に対する影響	23
3-7 中国金融界が抱えた矛盾	24
3-8 広東国際信託投資破産に代表される地方性金融機関の信用リスク問題	25
4. 人材育成の改革促進に果す役割 WTO加盟および西部大開発との関連	29
5. 教育の重要性	31
6. 政府開発援助と人材育成	35
7. 日本として協力可能な人材育成の具体的方法	36
7-1 金融関係の人材育成	36
7-2 国有企業改革のための人材育成	37

7-3 失業者、一時帰休者雇用促進のための中小企業育成	37
7-4 進出日系企業の管理者養成	38
7-5 日本の経験の伝授	39
8. おわりに	40
参考文献	41

1. はじめに

中国経済の最大の課題は国有企業改革であるといっても過言ではない。中国の金融機関の不良債権問題が大変厳しい状態になっているといわれるが、国有企業改革が進まなければ、不良債権問題も解決は難しい。

それでは、なぜ国有企業は非効率なのか。原因としては、企業自主権の喪失、政府の国有企業に対する温情主義と保護主義、職員従業員およびその家族をゆりかごから墓場まで面倒をみることを含む歴史的重荷等々あげられるが、恐らくは最大の問題は企業経営者の質であろう。市場経済など経験したこともなく、とても市場経済に適応できない人たちが、それも多くは政府主管部門からの任命でトップの座についている。「政企分開」によって、行政機関と企業とは分離され、独立するようになってきた。しかし、それでも国有企業のトップは、国務院（内閣）人事部（日本の省にあたる）任命ないし承認である。

国有企業だけでない。あらゆるところで、人員は大変余剰であるが、人材は絶対的に不足している。

現在、財政部長（大蔵大臣にあたる）の任にある旧知の項懐誠氏が、財政部長に就任した後、直接にお祝いを申し上げる機会があった。そのとき、財政部長は、中国経済が多くの問題を抱えており、財政部長のポストが如何に苦勞が多いかを実感を込めて語ってくれた。そして、多くの問題の中でも、相対的に解決が容易なのが資金調達であり、もっとも困難で解決が難しいのが、人材不足問題だと語ってくれた。

また中国の対外開放が始まった 1980 年代の初期に、中国経済界では、中国におカネを貸してくれる外国金融機関は多いが、そのおカネを効率的に使える人材が中国国内にいない、という声も上がっていた。

日本の中国への経済協力は、これまで一言でいえば、ハードが中心であった。しかし、中国に欠けているものは明らかに人材である。都市部には国有企業改革による一時帰休者という実質的失業者も含め 2,000 万人前後の失業者があふれ、農村部には 1.5 億人とも 2 億人ともいわれる余剰労働力がある。これほどに人は余剰だが、あらゆる面の人材が不足している。理科系の人材はこれまでも鋭意育成してきたため、人口の比率では少ないものの、かなりの人数が居る。しかし、中国が計画経済体制から社会主義市場経済体制に移行するに当たって、市場経済体制を支えるための文科系各方面の人材は極めて不足している。

隣国日本として、人材育成の面で大いに協力する余地はありそうである。どのような分野の人材育成に協力する余地があり、具体的にどのように進めればよいのか。

1999 年 11 月 15 日、WTO 加盟にかかわる中米 2 国間交渉がまとまった。中国の国有企業改革、金融改革等の進展と WTO 加盟は、短期的には失業者の増加をもたらすことになる。産業構造の調整と高度化は、当然に就業者の移動を伴うものであり、積極的に就業の機会を作るとともに、社会保障制度をより充実させる等前向きに対応することによって、社会の安定を確保していかざるを得ない。

この問題の解決は、回り道のようなものであるが、結局は広い意味で如何に本当に必要とする人材を育てるにかかっていると看做しても過言ではない。

中小企業振興の面でも、行政の面でも、企業経営の面でも、金融等の技術の面でも、科

学技術の面でも、あるいはその他多くの分野で人材育成を行っていかねばならない。そうした面で、国際協力事業団が、日本の人材を活用し、中国の人材育成に協力できるならば、日中双方にとって誠に有意義と思われる。

1999年度の中国の大学生募集人員は、1998年度よりも48万人も増えて156万人となった。大学生を増やした理由は、人材育成、新規就業圧力軽減、内需拡大のための教育重視等とみなしてよいであろう。

「科学技術は生産力」ともいわれ、中国でも最近R&D(Research and Development)が重視されている。しかし、成人大卒者構成比は米国45%、日本21%、中国2%という統計もある。また、中国の場合、1997年の大学進学率は7.6%ともいわれる。計画では、大学進学率が15%になるのは、2010年とのことである。人口が多いため、進学率を量的にも質的にも高めていくことは決して容易ではない。

この問題の解決に協力する場合、もっとも重要と思われ、しかも日本側として協力の余地のある分野に特化していくべきであろう。

日本は中国よりも高齢化が進んでおり、1998年で65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は16.2%に達し、ほぼ6人に1人が高齢者となっている。仮に60歳以上ということでも、職業教育を含めて広範囲な分野での教育に従事することの出来る高い知識、経験および技能と意欲を持った人材は極めて多いことになる。こうした人材を中国の幅広い分野の人材育成に活用する余地は十分にある。

1999年10月に、日本輸出入銀行と海外経済協力基金との統合により発足した国際協力銀行によれば、中国に対する資金協力は次のようにながりの金額となっている。

(1) アンタイドローン

中国はアンタイドローン供与国の中でも最大であり、エネルギーやインフラ分野を中心として、国際機関との協調融資も含め融資総額は約2兆2,000億円(約1,730億元)に達している。

(2) 投資金融

渤海湾石油開発その他融資実績は約5,000億円(約390億元)に上る。

(3) 輸出金融

鉄鋼、石油化学等の分野での日本の対中プラント輸出を積極的に支援し、融資実績は約7,000億円(約550億元)に上る。

(4) 円借款

鉄道電化その他多岐にわたって、融資総額は2兆2,600億円(約1,780億元)に上る。

こうしたハードを中心とする資金協力も重要であるが、最近は大額の資金協力の割に必ずしも十分に評価されているとはいえない。その理由として、円資金は常に為替リスクにさらされており、実際に資金を使用する側からすれば資金コストがかなり高つく可能性があるという点は見逃せない。また、資金的には中国の金融機関預金は貸出額を約1兆円

上回っており、政府が投資需要喚起のために、利子補填を開始したこと等も無関係とはいえない。

これまでは、ハード中心であったが、財政面からの制約もあり、今後は金額的にもある程度限られてくることが予想されるので、従来に比して一層目にみえる協力を志向する必要がある。

国際協力事業団は、中国において、これまでに積み重ねてきた経験、実績から多方面の人材育成を推進するには適切な機関といえる。日本の人材、特に第一線を引退後または引退間近の人材を大いに活用し、中国の人材育成に協力できるならば、日中双方にとって誠に有意義と思われる。

以下では、国有企業改革、金融改革等との関連で、どのような分野の人材育成に協力するのが、中国の現状に照らして適切であるか、またその具体的方法としてはどのようなことが考えられるかを、例えば北京に宿泊設備付きのかなり規模の大きい多目的研修センターを建設すること等を含め可能性な限り詳細に論述したい。

国有企業改革、金融改革の現状と課題について取りまとめを行い、更には、もはや時間の問題となった中国のWTO加盟と、今脚光を浴びている「西部大開発」にも触れたい。そして、改革に際しての種々の障害の分析から、これらの改革が順調に進展するためにも、WTOメンバーとして伍していくためにも、また「西部大開発」を推進するためにも、一つの極めて重要な要素は、広い意味での人材育成であることを明らかにしたい。その上で、具体的にはどの分野に対して、どのような人材を育成するか、そのための方法はどのような方法が適切か、について研究したい。

2. 国有企業改革の現状と問題点

2-1 国有企業の概況

2000年3月の第9期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告で、朱鎔基首相は国有企業改革と困難脱出3年目標を実現することは、政府活動の中で最重要だと強調した。また、国有重点企業指導グループを強化しなければならない、とも述べた。¹

朱鎔基首相の1998年3月、首相就任時の公約には、「三つの改革」(国有企業改革、行政改革、金融改革)と「五つの実行」(食糧流通体制改革、住宅制度改革、投融資体制改革、医療保険制度改革、財税体制改革)がある。

国有企業改革とは、一言でいえば、国有企業の市場経済に適合する企業への体質改善と再編成である。1980年代の国有企業改革では、国家に集中した生産、販売などの意思決定権限の企業への委譲、利益の企業への譲渡(放権譲利)や、所有権と経営権を分離し、政府行政官庁の企業経営への関与を除去しようとする改革も試みられた。国家と企業の分配関係も、1983、1984年の2年間に分けて行われた利潤上納制度を納税制へ改める改革(利改税)、請負経営責任制などによって調整された。1990年代の国有企業改革では、現代企業制度の確立に向けた改革として、国有企業の株式会社への改組、国有資産を管理・運営する独立部局の設立、政府行政部門の整理・統合・再編成、等が含まれている。国有資産の重点分野への集中による、国有経済セクターの全体としての効率化への方向転換も行われつつある。この方針は国有企業の戦略的改組あるいは、抓大放小(大きなものをつかんで小さなものを自由化する)と呼ばれる。

中国の大・中型国有企業は主としてエネルギー、原材料、交通運輸および大型機械、電子設備製造など国民経済の基盤産業に集中している。大・中型国有企業は中国の国民所得の主な創造者、政府財政収入の主な財源であり、中国国民経済の命脈であり、中国経済の発展の中でずっと決定的な役割を果たしてきたことがわかる。国有経済改革がうまく進展するかどうかは、中国の改革事業の成敗を決定するばかりでなく、中国経済の長期発展と国家の安寧にかかわる。それでは問題点は一体どこにあるのか。

2-1-1 国有企業改革の現状

改革以前の国有企業は国営であった。すなわち企業の所有権と経営権がいずれも国に属していた。1978年以前、企業の経営活動はほとんど政府主管部門で決められていた。政府主管部門は国有企業の経営範囲と経営目標を決めるだけでなく、計画的分配を通じて、企業に労働力、物資と資金などの生産要素を提供するとともに、計画によって企業の製品を統一的に販売し、企業の利潤・税金を統一的に徴収し、企業従業員の賃金を統一的に支給し、認可された企業の各項目の予算支出に資金を割り振った。そのため、国営企業は経済的責任も経済的リスクも負わなかった。²

¹ 経済日報 2000年3月6日付

² 藤本昭(1994)

国有企業改革の問題点を指摘した研究としては、中国の国務院発展研究中心の「国有経済の戦略的改組」課題組の研究報告が明快で、それによると1995年末現在、全国29万1,000社の国有工業・商業企業の資産総額は9兆6,000億元であるが、うち三分の二近くは負債（主として銀行貸付）によって形成されたもので、所有者権益（資本勘定に相当）は三分の一強を占めている。もし、非生産性資産（学校、病院等）を差し引けば、生産性活動に使える国有資本は3兆元以下となる。1995年末の国有企業の負債率は65.9%で、うち半数以上の企業の負債率は80%を超えている。従って、国有企業に市場で平等に競争する能力を備えさせるには、国家として少なくとも2兆ないし2兆5,000億元を注入する必要がある。うち、企業の不良債務の整理にはおよそ6,000億元、資本金の追加および設備改造には1兆8,000億元が必要である。³

また、上記課題組責任者の呉敬璉教授は、新聞のインタビューで、国有経済の戦略的改組の重要なポイントについて、およそ次のように指摘している。

有限の国有資本で膨大な国有経済を支えることは難しいこと。

国有経済の分布から見て、国有資本があまりにも多くの企業と業界に分散した結果、個々の企業の資金が過少となり、規模の経済の実現も、大きな技術革新も難しくなり、競争力が劣るようになったこと。

国有経済は長期にわたって行政と企業とを分けない方式をとってきたので、政府が直接企業を経営する経営方式では、企業が掌握している資源を有効に利用することはできなかつたこと。

以上三点が相互に影響しあっている。更に次の二つの原因が交錯し、どの問題を単独で処理しても良好な結果が得にくい状態になっている。

(1) 国有経済の問題では、財産権の境界があいまいで、行政機関と企業の職能が分かれていない等の欠陥、およびこれに起因する経営メカニズムの硬直化がみられること。

(2) 国有経済は、いわば戦線が長すぎ、配置の過度の分散があること。国有資本の分散し過ぎで現有の国有企業の競争能力と国民経済全体の効率向上が損なわれている。具体的には、国際競争力のある大型企業の形成が難しいこと、技術水準が低く、設備と製品が老朽化していること、多くの国有企業が高負債経営を実行していること等があげられる。中国の国有企業について言えば、国家銀行からの借入金と財政から得た資金交付を実際上は何ら明確に区別していない。

国有企業改革を行い、現代企業制度を打ち立てなければならないが、それが大変に難しい。旧体制下で長期に積み上げてきた負債が多すぎること、余剰人員が多すぎること、企業の主たる業務とは関係のない社会福利事業等の問題を処理しなければならないこと等の問題を抱えている。

ここで必要なのは、資金と人材である。銀行は商業銀行化しなければならないので、返済されるメドのない資金の融資は出来ない。結局、財政資金に依存せざるを得ない。ところが、国家財政力は有限であり、どうすればよいか。国有企業改革を推進する上で中国政府のブレインとなっている呉敬璉教授らは、国有経済に対して戦略的改組を行うことを提

³ 経済日報 1997年8月3日付、同8月5日付、呉敬璉他（1998）

唱した。国有経済は、国民経済発展の全局面に影響し国家経済の命脈にかかわる、言い換えると国家だけが出来る事業に集中すべき、という意見である。⁴

このように、財政力に限界があり、国有経済の戦略的改組をするということは理解できる。そして、不良債権問題、余剰人員問題、企業が負担していた退職者の年金、学校、病院等の経営等を徐々に解決しつつあるのが現状といえる。しかし、こうした負の遺産を解決しても、経営者に市場経済下での経営管理能力をつけさせること、役職員の観念を計画経済から市場経済に切り替えさせること等は決して容易なことではない。

(1) 中国共産党 15 回党大会での所有制構造の改革

1997 年 9 月の中国共産党 15 回大会では、国有企業改革における株式制導入が承認された。社会主義市場経済は公有制を主体とすることになっているが、公有制を主体とするとはどのようなことを意味するのであろうか。

1) 公有制が主体

江沢民報告で、「公有制を主体とし、多種の所有制経済を共に発展させることが、わが国社会主義初級段階の基本的な経済制度」としている。その根拠として、中国は社会主義国家で、公有制を社会主義経済制度の基礎として堅持しなければならない、中国は社会主義初級段階にあり、公有制を主体とする条件のもとで、多種の所有制経済を発展させなければならない、すべての「三つの有利」(生産力の発展、国力の増強、人民生活の向上に有利)に符合する所有制形式はよろしく、しかもそれを用いて社会主義のために服務させなければならない、としている。

江沢民報告は、「公有制経済には国有経済と集団経済だけでなく、混合所有制経済の中の国有成分と集団成分を含む」として中国経済の中での外資企業を位置づけている。李鵬総理は、1997 年 9 月、香港での IMF 世銀総会開幕式のスピーチの中で、「改革開放以来、中外合弁企業等混合経済は長足の発展をとげ、既に GDP の 20% を占め、そのうち 7% は公有制経済の成分に属する。一般的に言えば、この種の混合経済は技術が先進的で、管理が科学的で、経済効率が高い。混合経済の発展の過程で、公有制経済も同じ歩みで発展してきた」と述べている。

江沢民報告で、「国民経済の命脈にかかわる重要な業界、肝心な領域は、国有経済が必ず支配的地位を占めなければならない」としている。

この範疇にどの分野が入るかについて、国務院発展研究中心の張軍拡氏は、国家の安全に係わる業界、例えば軍事、造幣、宇宙開発等、大型インフラ建設、大型油田、炭鉱等の開発、国家の長期発展に戦略的な意義のあるハイテクの開発を挙げている。

ただし、発展段階と経済環境の変動により、国有経済に入れるべき領域も変化する。例えば、軍需品、電話、鉄道等である。⁵

1978 年 12 月の中国共産党 11 期 3 中全会以後、改革開放方針の指導のもとで、中国は

⁴ 金融時報 1997 年 10 月 16 日付

⁵ 北京青年報 1997 年 10 月 6 日付

全国的な総公司を設立した。この点については、「工業には石油化工総公司、有色金属公司、石油天然ガス公司、海洋石油公司、第一汽車公司、第二汽車公司等、軍事工業には北方工業公司、航空公司、航天公司、船舶公司等がある。この他に、まだ対外貿易、航空、海運業の幾つかの大公司がある。これらの公司是、あるものは工業管理部門が改組して出来たものであり、あるものは資産と製品のリストラをしたものである⁶」と報じられている。

2) 国有企業のリストラは歴史の流れ

1997年9月開催された15回党大会は大きな歴史の流れの中でとらえる必要がある。中国共産党は文化大革命のあと、経済建設を中心とする党の基本路線を確立した。中国は計画経済の国であったから、国营企業等が固定資産投資をする場合、1950年代にはその大部分の資金を国家予算に依存していた。しかし、1960年代、1970年代と徐々に国家予算に依存する度合いは低下し、金融の比率が高まってきた。対外開放の始まる直前の1978年には、国有単位の固定資産投資の国家予算への依存度は58%まで低下した。1992年初めに、鄧小平はいわゆる南方講話で、「三つの有利」ということを言っている。これは「物事の基準は、生産力の発展、国力の増強、人民生活の向上に有利か否かだ」ということである。もっとよく知られているのが「白猫黒猫論」である。そして同年に開かれた14回党大会で、社会主義市場経済体制の確立が中国の経済体制改革の目標であることを明確にした。1996年には国有企業等国有単位の固定資産投資に占める国家予算内投資の比率は5%以下にまで低下した。財政収入のGDPに占める比率は10.9%まで低下し、国有企業を財政で面倒をみる余裕は乏しくなった。中国は財政力の強化に大いに努力しており、財政収入のGDPに占める比率は1999年には若干上向いてきたが、国有企業のリストラは歴史の大きな流れといえよう。

(2) 中国政府が国有企業のためにとった政策措置

1970年代末から現在まで、中国政府は三つの措置をとり、国有企業の状況を改善した。

1) 国有企業に対する権限委譲と利益譲渡（放権譲利）

中国の経済改革が始まった時に、国营工場と国营商店の効率が悪い原因として、人々が普遍的に認識したのは、経営自主権を与えられていないことと管理者に物質的なインセンティブが与えられていないことであった。こうした認識に基づいて、国有企業改革の基本的な内容は、権限委譲（放権）と利益譲渡（譲利）であった。前者は、企業の経営層の自主権を拡大することで、この経営層の中には党委員会書記、工場長あるいは経理（部長クラス）も含まれた。後者は、企業の経営層と従業員に対する物質的奨励を強化することであった。1978年から1993年までの間に、「企業自主権の拡大」、「企業請負制の実行」等多くの形式で放権譲利を行ったが、すべてに十分な成果をあげることは出来なかった。

⁶ 経済日報 1997年8月18日付

2) 国有企業に「現代企業制度」をうちたてる

1993年11月の中国共産党14期3中全会は国有企業に「現代企業制度」を打ち立てることを決めた。いわゆる現代企業制度は、所有と経営を分離した現代公司制度である。1995年初から、「中華人民共和國会社法」にもとづいて、現代企業制度のテストを進めることになった。

大中型国有企業の会社化(corporatization)は既に一定の進展がある。それらのなかには既に競争力のある国家持株と多元持株、混合所有の公司がある。それらの公司の実力は急速に増大している。但し、かなりの数の公司、特にその中の「国有独資公司」は、公司と呼ばれるが、これはわが国の会社とはかなり異なり、組織と行為の特性から見て元の国有企業とあまり大きな区別がない。これらの公司に存在する主要な問題は二つある。

財産権の問題がはっきりしない。それらの公司はおおまかに「国家所有」とみなされている。ただし、どの政府機構が具体的に所有者としての権限を行使するのか明確でない。有効な企業統治(corporate governance)が打ち立てられていない。

改革が遅い企業に対しては元来の上級行政機関が引き続き企業の日常経営への干渉を行っている。高級経営要員は一般に行政機関の幹部として扱われ、彼らの経営業績に対して、十分な奨励策もない。もともと、国有企業については、経済貿易委員会、対外貿易、財政部門、人事部門等がそれぞれ権限を持っていたが、権限を放したがない。

改革の進展がかなり速い企業には別の状況がある。すなわち過去十数年の放権譲利を踏襲して、インサイダー・コントロール(insider control)を行っている。

ここでも、もっとも重要な問題は、市場経済に相応しい経営者の育成が行われていないことであるのが明らかになっている。

2-1-2 党中央の国有企業改革と発展の若干の重大問題についての決定

(9月22日党15期中央委員会第4回全体会議通過)

1999年9月の国有企業改革についての党の決定は、2010年までの方針を定めたものであり、極めて重要である。決定の中の主な点について以下に記しておきたい。

(1) 国有企業の改革と発展の推進は重要かつ緊迫した任務

かなりの国有企業が市場経済の要求に適應しておらず、経営メカニズムが生きておらず、技術創造能力が強くなく、債務と社会の負担が重く、余剰人員が多すぎ、生産経営が困難で、経営効率が下降し、一部の従業員の生活が困難な状態である。こうした問題を有効な措置を講じて解決しなければならない。

(2) 国有企業改革と発展の主要な目標と指導方針

2010年までの国有企業改革と発展の目標は

公有制を主体とし、多種の所有制経済をともに発展させる。

戦略上、国有経済の全体の配置を調整し、国有企業を改組する。

改革と改組、改造、管理強化を結びつける。

現代的企業制度を確立する。

企業の科学技術進歩を推進する。
全面的に企業管理を強化する。
企業の優勝劣敗の競争メカニズムを確立する。
各種の付帯的改革を協調推進する。
労働者階級に依存し、企業の党組織の政治核心作用を発揮する。
企業の精神文明建設を推進する。

(3) 国有企業の資産負債構造の改善と企業の社会負担の軽減

国有企業の負債率が高すぎることで、資本金不足、社会負担が重いこと等を徐々に解決することは、極めて重要である。

銀行の貸倒引当金を増やし、主に国有大中型企業の吸収合併や破産、資源が枯渇した鉱山の破産に充てる。

国有銀行の不良資産集中処理改革と結合して、二分金融資産管理公司等の方式を通じて、一部の市場のある製品を造り、発展の見通しがあるが、負債が重すぎて困難に陥った重点国有企業に対して債務の株式転換を行い、企業の負債率が高すぎる問題を解決する。

直接金融の比率を高める。

非上場企業は、批准を経て、国家が企業に与えた土地の使用権を有償譲渡し、企業の資産を現金化して、その所得を用いて増資減債或いは構造調整を行ってよい。

国の金利政策を厳格に実行し、企業の金利負担を軽減する。

債務償還能力の有る国有大型企業は、国家が批准した限度内で企業債券を発行してよい。批准を経て、海外での起債を行ってもよい。

企業の社会的機能を分離し、国有企業の社会的負担を軽減する。⁷

2-2 四大国有商業銀行の不良債権問題と国有企業改革の推進

「国有企業の過度の負債と国有銀行の高すぎる不良資産率とは、一つの問題の両面をあらわしている。この問題が解決できなければ、国有企業改革も、専門銀行の商業銀行化改革も推進することが難しい。」⁸

四大国有銀行の不良債権が巨額に上る背景には、歴史的事情がある。もともと国営企業に対しては、財政資金の交付が行われていた。財政資金は交付を受ければ返済の必要はなかった。しかし、それでは資金の効率が悪いということで、1980年代初めから、銀行融資にして元利返済をしてもらうことになった。そこで、財政補助的なものも銀行融資が行われた。その結果、社会主義国にもかかわらず、国家債務はGDPの10%程度という低い水準であり、国家が負担すべきものを国有銀行が負担し、国有銀行の不良債権となってしまうというものもある。

⁷ 経済日報 1999年9月27日付

⁸ 楼繼偉他主編(1998)p.128.

四大銀行の不良債権が増えた原因は、歴史的事情だけでなく、かなり複雑である。四大銀行は、長期にわたり、大量の政策的融資を引き受けてきたが、一部の地方と企業は無計画といってよいプロジェクトを行い、いくつもの重複建設や投資を行った。こうした案件は生産能力が低く効率の悪いものも多く、借入金を返済する方法が無いのである。国有商業銀行が急速に発展する中で、管理をないがしろにしたことも、不良債権が増加した重要な要素である。⁹

「中国では金融危機が直ちに起きることはあり得ないが、潜在的な金融リスクは十分に重視すべきである。国外の専門家は最近、米国格付機関 S&P の中国銀行系統の不良貸出(Non-performing Loans: NPLs) についての推計を引用して、中国銀行系統は技術的には既に破産していると分析している。」¹⁰

では、最近数年は問題がなくなったのか。「目下、わが国の国有大銀行はなおも国家の政策と政治任務に服務せざるを得ず、収益を度外視して引き受けなければならない業務、例えば国有損失企業に対する『安定団結』融資等々がある。」¹¹ ともいわれる。

このままでは、国有銀行の商業銀行化は出来ず、銀行の国際的信用も得にくい。そこで中国政府は、米国の整理信託公社 (Resolution Trust Corporation: RTC)、日本の整理回収機構と同様の資産管理会社を設立し、四大銀行の不良債権を帳簿価格で移すことにした。そしてもちろん、移しただけでは不良債権は処理できないので、一部は債转股といわれる債権の株式転換 (Debt for Equity Swap) を行うこととなった。債转股とは、国家が資産管理会社をつくり、銀行が従来から行ってきた不良資産を法により処理する基礎の上に、一部の企業の銀行融資について金融資産管理会社を投資主体として、債権の株式への転換を実行することである。銀行は株主になれないので、金融資産管理会社が株主になる。債转股の5つの基本条件として、製品の販路があること、設備が先進的水準であること、企業管理水準がかなり高いこと、企業指導層が強いこと、企業経営メカニズム転換案が現代企業制度の要求に合致すること等があげられている。資本金不足で損失がでた企業、最近五ヵ年計画の3つの重点項目建設を引き受けた企業等が債转股の候補になるとされる。債转股の3つの重点として、国家がまだ資本金を注入しておらず、資産負債率がかなり高い企業で、国民経済に重要な大型および特大型企業の問題を解決し、国家の重点プロジェクトを担当した企業が出来ただけ早く効果をあげ、産業のレベルアップを行うことを支持し、国有大中型企業の赤字解消とメカニズム転換促進することがあげられる。債转股の手続きとしては、国家経済貿易委員会に簡単な名簿を提出し、金融資産管理会社が独自に審査し、名簿を確認し、国家経済貿易委員会、財政部、人民銀行等が合同審査することになっている。債转股の対象としては、1995 年末以前に形成された期限経過融資が対象となる。資産管理会社は、不良資産継承後、売却、資産リストラ、債権の株式への転換、資産証券化等の方法で、融資および抵当品を処理することとなっている。債務者に対し、管理相談、買収吸収合併、リストラ、上場等のサービスを提供する。当然ながら、債转股は企業と銀行のあらゆる問

⁹ 中国人民銀行研究局 (1999) p.200.

¹⁰ 楊帆他 (1998) p.2.

¹¹ 楊干忠主編 (1996) p.219.

題を解決できるわけではない。

金融資産管理公司には、中国建設銀行の不良債権を処理する信達資産管理公司、中国工商銀行の不良債権を処理する華融資産管理公司、中国農業銀行の不良債権を処理する長城資産管理公司、中国銀行の不良債権を処理する東方資産管理公司の四つがあり、資本金はそれぞれ 100 億元で、財政資金からまかなわれた。銀行側で償却待ちの資産及び 1996 年以降の新しい貸出で既に期限経過のものは、資産管理公司への移管対象外となった。政策面では、工商登記登録手続き費免除、買収、継承、処置の過程の税免除を行うことになっている。不良資産処置による最終損失は、財政部から処置案を国務院に提出し、審査批准を得る。¹²

しかしながら、債转股したものが、うまく処理できるのかどうか。この点について中国国際金融公司研究部総経理の許小年博士はおよそ次のように述べている。

資産管理公司は常設機構となる。直接の原因は公司には現金を稼ぐ手段が限られていることである。米国の RTC が成功したのは、前提条件の一つは発達した資本市場と大量の成熟した機関投資家がいることである。中国の上海、深圳の A 株公司の市価総額は目下約 2 兆 8,000 億元である。そのうち三分の一が流通している。1997 年、1998 年と 1999 年 1 - 7 月に新しく上場した公司が募集した資金総量はそれぞれ 700 億、432 億、397 億である。処理が必要な銀行不良債権は 10 年に分けたとしても、株式市場は引き受けるのが難しいであろう。資本市場以外に国内外の戦略投資家に売る方法と企業の買戻しがある。しかし、外国投資家が果してどれだけ中国の銀行の不良資産を買うだろうか。企業に買戻しさせるにも、資産管理公司による長期保有が必要である。¹³

資産管理公司が常設機構となるか否かについて、2000 年 3 月初めに筆者が訪問した信達資産管理公司の王海軍主任は、常設機構にするという考えはなく、不良債権処理の時間と回収率とを勘案しつつ、出来るだけ早い時期に処理を行う方針だとしていた。

債转股は財政赤字補填による技術改革、3 つの社会保障ラインの引き上げとともに国有企業改革と脱困の三大武器と称される。¹⁴

財政資金で不良債権を処理する歴史的背景は何であろうか。改革開放前は、企業の所有制は単一であった。基本的にすべて国有独資で、国家財政投入を行っていた。当時、国有企業の資産負債率は 18% 前後であった。1983 年から、企業の流動資金は全額融資となった。1985 年から基本建設投資も全部銀行貸付となった。財政資金交付から銀行融資への、この転換を中国語で「撥改貸」といっている。¹⁵

債转股の実施状況について、国家経貿委盛華仁主任は記者会見で、国家経済貿易委員会が既に審査推薦した“債转股”企業は 601 社、債转股予定総額は 4,596 億元に達したこと、また 2000 年 1 月 24 日に既に 78 社が債转股協定、意向書に調印し、その債转股金額は 1,122 億元であると述べた。また、国有および国有コントロール工業企業 900 億元の利潤を実現

¹² 経済日報 1999 年 9 月 9 日付

¹³ 経済日報 1999 年 12 月 8 日付

¹⁴ 経済日報 1999 年 11 月 5 日付

¹⁵ 経済日報 1999 年 11 月 5 日付

し、前年比 70% 増であると述べた。1997 年末現在赤字の 6,599 社の国有および国有コントロール企業は、1999 年に既に 3,100 社減少したと述べた。¹⁶

アジア開発銀行年報(1998)は、中国の過去 20 年の金融分野での進歩を評価しながらも、中国の金融分野の弱点も指摘している。具体的には、リスク管理、銀行システムの財務内容の健全性、中央銀行の金融機関に対する監督管理能力、非銀行金融機関に対する法的整備、資本市場の改革と発展等が弱いというのである。¹⁷

¹⁶ 2000 年 1 月 26 日付人民日報
www.peopledaily.co.jp/zdxw/7/20000126/20000126001020.html

¹⁷ ADB (1998) p.87.

3. 金融改革の現状と問題点

1998年に中国政府は金融工作会議を開催し、その後3年の仕事の重点を確定した。できるだけ今世紀末までに、社会主義市場経済の発展にふさわしい金融機構体系、金融市場体系、金融管理監督体系を大体においてつくり上げ、金融業の経営管理水準を著しく高め、全国の金融秩序を明らかに好転させ、金融リスクを防止する能力を強め、改革開放と現代化建設を更に全面的に推進するために良好な条件をつくることであった。¹⁸

そうした目標からみると、金融改革の進捗状況はかなり遅いということになる。これまでのように、改革が国内問題でとどまっている間はそれでもよかったが、2000年中にも中国のWTO加盟が実現する可能性がある現状では、金融改革の遅れは深刻である。

中国共産党中央党学校出版社が出した『国家金融安全報告』では、対策として、国有商業銀行の株式制推進による国家銀行の金融リスクと責任の分散、積極かつ穏当な直接金融の発展による金融リスクの分散と銀行に対する融資圧力の軽減等をあげている。¹⁹

そこで、金融改革の現状と問題点について詳しくみていくこととしたい。

3-1 中国の学者からみた中国の金融改革の現状と人材不足問題

2000年2月19日、20日の両日、中国江蘇省鎮江市で中国社会科学院主催による国際金融シンポジウムがあり、筆者も招かれて参加した。そのシンポジウムには、中国社会科学院常務副院長の王洛林氏のほか、中国の国際金融分野で活躍している少壮学者が何人か参加していた。筆者は彼等の発表を、現在の中国金融界の実状を示すものとして、興味深く聞いたので、主な点を以下に紹介したい。

(1) 王洛林中国社会科学院常務副院長

中国で国際金融に精通している人は極めて少なかった。中国銀行の海外拠点で働いている行員等ごく一部を除くと、金融界でも学界でも国際金融を研究している人は極めて限られていた。WTO加盟も時間の問題であり、対外開放も進むので、問題点がどこにあるか、しっかりと研究しなければならない。アジア金融危機が起きた時、国家指導者は北京の学界に資料を提出するよう要求したが、提出することは出来なかった。出来るだけ早く外国の専門家に学ばなければならない。また、国有企業改革では、銀行は企業の改革が進まねば銀行の改革は進まないといい、企業は銀行の改革が進まねば企業の改革が進まないという。これでは駄目だ。

アジア金融危機が起きた後も、シンガポールの状況は比較的よかった。開放は悪いことではない。アジア金融危機が起きた後、中国では、犯人はどの国だという発言がよく見られた。不満があれば、大事に至らぬうちに問題提起すればよいのに、それをしていない。これでは発言権はない。

¹⁸ 曹風岐主編(1999)p.29.

¹⁹ 倪健民主編(1999)p.265.

(2) 余永定中国社会科学院世界経済与政治研究所所長

アジア金融危機の教訓は、銀行系統に対しては主に三つある。それらは、一に銀行は十分な資本金を持つこと、二に不良債権をあまりつくってはならないこと、三に対外債務を抑制しなければならないことである。いたずらに高い経済成長率を求めてはならない。それぞれの国の実情に応じて投資を行う必要がある。中央銀行は、自国の民間金融機関の外国からの外貨の貸借状況をきちんと把握していなければならない。為替相場制度は、一国の経済発展に極めて重要である。中国の場合、変動相場制だが実際は相場をほとんど動かさなかった。経済体制が整備されるにつれて、徐々に変動の幅を広げるほうがよいであろう。今年の人民元の安定は問題ない。アジア金融危機に見舞われた国が外貨不足のために、ダンピング輸出を行い、その結果中国の輸出が減少したという例がある。中国経済の健康な発展とアジア経済の健康な発展とは切り離せない。中国経済と世界経済も切り離せない。中国と世界は、良く協力する必要がある。貿易政策でも協力する必要がある。マクロ経済政策でも協力する必要がある。例えば、1998年に日本円が150円近くになったころ、元切り下げの噂が高まり、中国への投資に影響があった。金融管理、リスク管理面で日本は経験が深い。そうした経験を中国に提供してもらえると大変参考になる。通貨面での協力では、日本はアジア通貨基金 (Asian Monetary Fund: AMF) の提案をしたが、米国などの反対にあった。理由の一つは国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) との重複の問題である。中国としては AMF の可能性を研究したいが、日本は最近あまり熱心でなくなってしまった。

中国の WTO 加盟は中国の資本流動に対するコントロールを複雑化する。しかし、中国は金融サービス市場の開放を行うと同時に、資本取引については人民元の交換性の制限を保持すべきである。時機が熟さないうちは、決して制限を放棄すべきではない。中国政府は資本取引規制を軽々しく放棄できないだけでなく、経常取引の形での資本流出も厳しく塞がねばならない。投資収入の形で流出する資金も厳しく注意しなければならない。

(3) 李揚中国社会科学院財貿経済研究所副所長

中国はこれまで改革を行ってきたが、それらは、国内で行ってきたものであり、どこまで改革を行っても外国のペースではなかった。しかし、WTO 加盟による改革はいわば受動的なものであり、中国ペースで行うことはできない。

WTO に係わる金融業務の幅は広い。現在行っている業務、今後行う予定の業務のほか、さらには理論界が検討している業務も含まれる。WTO 加盟の企業と個人に対する影響は有利な影響である。ただ、外資銀行が入ってきてそこから融資を受けられるのは内容の良い企業だけで、あまり内容の良くない企業は、中資銀行が相手をするようになる。中国に進出した外資銀行は1999年に赤字となった。リスクが生じた。外資銀行が来るから中国金融界は安定しない、ということはない。世界各国は安定した資本市場を求めている。資本逃避 (capital flight) は1990年代に毎年200億米ドル程度と推測されている。次に中央銀行に対する影響が考えられる。中国にはまだ有効な通貨市場も資本市場もない。通貨政策では公開市場政策に依存しなければならない。中央銀行の監督管理については、たしかに、WTOの規定で、中央銀行は金融機関の監督管理ができることになっているが、実状はたとえば監督管理はあまりうまく出来ていない。金融機関に対する影響もある。外資銀行につ

いては、進出を希望している外資銀行は基本的に既にみな出てきており、今後、数はあまり増えないであろうが、資産は増えよう。ただ、外資銀行は農村にはいかないので、支店網では中国の銀行には及ばない。管理面では外資銀行が優れる。業務範囲では外資銀行が優れる。外資銀行は金融のデパートである。外資銀行の収益源は、伝統的な銀行業務以外で多い。この点でも中国の銀行は遅れている。情報面では外資銀行が優れている。金融技術面では中国の銀行は遅れている。サービス面では、中国の銀行にはサービスの意識が欠けている。効率面でみても中国の銀行は外資銀行に遅れている。一人あたり利益では、中国 200 米ドル、世界の平均は 3 万ドルというくらいに差がある。株式制銀行が 10 行、その外に、87 の都市商業銀行がある。農村信用社の状況は複雑である。政府の問題としては、行政のコントロールが大変強いことである。WTO の規定では、強い行政コントロールは認められていないので、政府の手元に残る権限はますます少なくなる。

WTO 加盟で中国の銀行はどのような対策を取ればよいか。国有商業銀行は改革しなければならない。まず、株式制への改革である。しかし、全体を一度に改革することはできない。また、監督管理を強化する必要がある。監事会の方式で政府は四大国有銀行をコントロールすることを始めた。不良債権処理を行う必要がある。資本金充実を図る必要がある。会計制度改革を行う必要がある。信用制度も改める必要がある。ただ、信用は銀行だけの問題ではない。企業も個人も含まれる。信用の問題はいくら強調しても強調しすぎることはない。現在、外資銀行に対しては超国民待遇である。人事制度も改革しなければならない。その他、サービス水準等の問題もある。WTO 加盟を控えて、こうしたことを加速する必要がある。

およそ以上の通りである。シンポジウム期間中、筆者は旧知の王洛林常務副院長に、人材不足が最大の問題ではないか、と意見を述べた。金融関係の人材問題は誰が統括しているか、と聞いてみた。それは戴相龍中国人民銀行（中央銀行）行長（総裁）だと王洛林常務副院長は答えた。余永定所長は、国務院に呼ばれ発表当日に北京に戻っていった。王洛林常務副院長一行も、シンポジウム 2 日目、すなわち 2 月 20 日昼には鎮江市を出発してしまった。何か慌しさが漂っていた。中国の WTO 加盟はもはや時間の問題となったのに、中国金融界は加盟の準備があまり出来ているとはいえない状態だと感じた。

3-2 最近の中国金融界トップ人事異動について

中国社会科学院のシンポジウムから帰国した翌日の 2 月 22 日に、中国金融界トップの人事異動がある、との断片的な情報が入ってきた。そこで中国人民銀行東京代表処首席代表に照会したところ、直ちに全貌がわかった。四大国有銀行のトップが総入れ替えとなったばかりでなく、関連のトップの人事異動も含まれていた。なぜ、こんなに急に大幅な人事異動があったのか。たまたま、2 月 27 日から北京、香港に出張する機会があった。

北京および香港で何人かの金融関係者と面談した。共通の認識は、金融改革が遅れていること、金融界の人材不足、であった。

主な面談者の発言要旨は次の通りである。

(1) 世界銀行駐中国代表処 Deputy Chief of Mission Mr. Austin C.T.Hu

今回の人事は 2 月中旬に決まり、ほんの数日のうちに一斉に着任したと聞いている。あまりに急な感じがした。朱鎔基総理が決めたというよりも、党中央と国務院のコンセンサスを得た人事のようだ。変わったといっても、あまり新鮮味はない。これだけ大きな国で金融関係の人材不足の感がある。国際性という点では人民銀行ですら英語が十分には通じない。

(2) 中国国際信託投資公司 (CITIC) 張肖副董事長 (元中国工商銀行行長)

中国信託投資公司の整頓期間中は信託投資公司関係の訴訟を裁判所は受理しない。これは積極的措置であり、債権者の権利を守るためでもある。朱鎔基総理は広東国際信託投資公司 (GITIC) 以外の信託投資公司是破産させないといっている。今年 (2000 年) 末までに 400 ある信託投資公司を 100 くらいに整頓し、一つの省に 1 ないし 2 社とする。まず信託投資公司の合併が先決問題である。整頓も裁判も一緒にやれば混乱する。しかも、整頓が終わらない段階では誰が返済するのかわからない。整頓が終わったところで公告する。払えなければ財政が出す。信託投資公司の根拠法である信託法は 2000 年 6 月から全国人民代表大会常務委員会で審議する。信託法起草組長は私である。4 月から準備を始める。信託法は既に 8 期全人代で審議されている。したがって、2000 年 6 月からの審議は第 2 回目となる。信託法は 2001 年 6 月までには出来上がる。

四大銀行の株式化については、会計基準が国際基準になっていない等の問題がある。収益力が大変に低い。貸出利息が入らない。四大銀行の利息入金率は平均 65% で、自分が行長の時は 79% であった。債権の株式転換が行われるようになって、利息を支払う能力があるにもかかわらず支払わないところが出てきた。

資産管理公司による不良債権処理は 10 年では無理と思う。

朱鎔基首相が、子供は親が育てなければならぬといった。おそらく中国側の説明もはつきりしていなかったかもしれない。中国国際信託投資公司や中国工商銀行のような中央の企業は、何かあれば最終的には中央政府が責任をとる。広東国際信託投資公司 (GITIC) 問題は最終的には広東省政府が責任をとらねばならない。香港にある広東省の出先企業 “Guangdong Enterprise” の問題解決のために、中央政府から地方政府にカネを貸した。このカネは中央政府に返済する。GITIC 事件の教訓は、本当は誰に貸したのか、本当は誰が返すのかを曖昧にしておいてはいけないということである。外国の融資者は借り手たる相手の所属を曖昧にしないことである。GITIC はよくないケースであった。しかし、GITIC 事件でみなお互いに慎重になった。中国の信用は国家、地方政府、民間と分かれる。これから信託投資公司の合併等をやり、海外からの借り入れ分を優先的に返済する。地方政府にカネがなければ、中央政府から借りる。中央が何度も作ってはいけないといった農村合作基金が預金を支払えないケースが起きた。そこで資金が不足する地方は、地方財政で保証して人民銀行から借りた。安徽、吉林などがその例である。

WTO 加盟と中国の問題については、EU の発表よりも中国の発表が楽観的である。中国金融界には問題があるが、四大銀行に業務が集中しているので、問題の処理が行いやすいという利点もある。外資銀行はリテールではあまり優勢ではない。中国の銀行はコンピュー

ターシステムも整ってきている。WTO 加盟後に、人材の競争が起きる。引き抜きが起きる。中国の銀行は待遇改善を検討中である。それでも外資銀行による引き抜きは避けられない。中国は人口が多いのだから、一所懸命、人材育成を行うしか方法がない。1980 年代に日本は人材育成に協力的であった。最近では欧米が熱心である。しかし、日本と中国は同じ東洋で、物の考え方、貯蓄に対する考え方も似ている。これまでも中国は金融面で多くの点で日本を参考にしてきた。人材育成面で日本が協力してくれるとすれば、大変よいことである。

(3) 中国信達資産管理公司王海軍主任（博士）

中国信達資産管理公司は、中国建設銀行から 2,500 億元、国家開発銀行から 1,000 億元の不良債権を引き取った。財政部保証付きの特殊金融債券を発行した。発行条件は期間 10 年、年利 2.25% である。四つの資産管理公司が引き取る不良債権は合計 1 兆 2,000 億元になる。これは帳簿価格で引き取ったので、債権回収額との差がでるが、差額は財政部が負担することになる。

中国信達資産管理公司は財政部から 3,500 億元の枠をもらったが、この枠を超えて不良債権を引き取る可能性がある。枠超過分は帳簿価格では引き取らない。掛け目をいくらにするかは建設銀行と交渉することになる。

不良債権処理で問題点もいくつかある。一に、法律環境が不十分なことである。公司法、証券法も問題がある。立法機関も特別条例を出す準備をしている。二に、資本市場が規範化されておらず、十分発達していない。三に、不良債権処理にあたる職員が投資銀行業務の経験が少なく、業務に熟達していない。

資産管理公司を常設機構にすることは、現在のところ考えられていない。不良債権処理は回収率と時間とのバランスで考えている。将来は、資産管理公司をベースに投資銀行が出来る可能性がある。

(4) 中国銀行香港・マカオ総管理処林広兆副主任

今回の人事異動は正常な人事異動である。従来、人事異動を発表していなかったことも多いが、今回発表したこともあり、関心もたれている。しかし、金融改革を促進することは確かであろう。

この人事異動については、中国の新聞でも大きく報道された。たとえば、『経済日報』では「一部の金融機関の主要な指導幹部を交流調整」としておよそ次のように報じられた。

（新華社北京 2 月 23 日電）最近、党中央、国務院は中国証券監督管理委員会、四行の国有商業銀行、中国農業発展銀行等一部の金融機関の主要指導幹部と中国人民銀行指導グループメンバーについて交流、調整を行い、同時に中央金融工作委員会指導グループを充実させた。今回は金融系統主要指導幹部の交流人数が最も多い回で、党中央、国務院が金融工作に対して高度の重視と関心を示していることを表している。

党中央、国務院は次のように決定した。周小川同志を中国証券監督管理委員会主席に

任命する、姜建清同志を中国工商銀行行長に任命する、尚福林同志を中国農業銀行行長に任命する、劉明康同志を中国銀行董事長・行長に任命する、王雪冰同志を中国建設銀行行長に任命する、何林祥同志を中国農業發展銀行行長に任命する、劉延煥、吳曉靈同志を中国人民銀行副行長に任命する。同時に党中央は陳玉傑、謝旭人、王成銘同志を中央金融工作委員会副書記に任命する。

改革開放以来、特に 1997 年党中央、國務院が全国金融工作會議を開いて以来、わが国の金融事業の發展と金融体制の改革は顕著な成績をあげた。金融系統は党中央、國務院の一連の方針政策を積極的に貫徹執行し、金融改革の深化、金融秩序の整頓、金融リスクの防止解消と國民經濟發展支持の面で大量の仕事をした。マクロコントロールの強化と改善、国有企業改革支持、社会安定の擁護に対して大変重要な作用を發揮した。今回の一部金融機關主要指導幹部の交流、調整は党中央、國務院が工作の必要と幹部交流の精神で、金融系統の特徴と實際とを結びつけ、全般的に考慮した上で、慎重に研究し決定したものである。このようにすれば、金融事業の更なる發展に有利であり、金融機構の指導グループの建設に有利であり、指導幹部の鍛鍊成長と指導グループの若年化に有利である。²⁰

また、『經濟日報』は、この人事異動で特集を組んで、新しいトップの人となりを紹介している。その中で、次のような説明を行っている。

「先週、金融機關は短時間のうちにかつてなかった規模のトップの調整を行った。この種の人事調整の効果は短期間に表れないが、人々はみな金融機構がこれである程度変わることを、ある程度革新することを希望している。朱鎔基首相は年初に、金融が直面する新情勢、新任務、新挑戦を十分に認識し、引き続き大いに金融改革と整頓を推進し、金融体制改革と制度建設を速め、金融安全を確保し、高い効率で穩健に運行しなければならない、と指摘した。明らかに、今回の金融機構トップの調整は、実際上は中央が金融改革と金融秩序の整頓を推進する一つの重要な歩みである。」

この特集には、3名の新しいトップが紹介されている。中国工商銀行新行長の姜建清氏は 1953 年生まれの博士、中国農業銀行新行長の尚福林氏は 1951 年生まれの博士、中国銀行理事長・新行長の劉明康氏は 1946 年生まれの MBA、といずれも年齢的に若く、しかも高学歴なのが特徴といえる。劉明康氏は、「今回、中国銀行に里帰りした。党中央、國務院の今回の人事異動は、中国金融事業の健康な發展を更に一層促進し、各銀行間の交流と協力を強め、銀行の管理水準と競争力を高め、金融改革を推進することを目的としている」と述べている。²¹

つまり、今回の人事異動は、WTO 加盟が時間の問題となったにもかかわらず金融改革が必ずしも思うように進んでいないことに対する、対策の一つと見てよいであろう。しかし、金融改革への努力が払われてきたことも確かである。その点について以下に記したい。

²⁰ 經濟日報 2000 年 2 月 24 日付

²¹ 經濟日報 2000 年 3 月 1 日付

3-3 金融体制改革の具体的成果

1998年には金融体制改革が大きな成果をあげたとされる。その背景には1997年11月に開かれた全国金融工作会议がある。1997年の全国金融工作会议が、アジア金融危機の中国に及ぼす影響も踏まえて、「社会主義市場経済の発展にふさわしい金融機構体系、金融市場体系と金融管理監督体系を大體においてつくり上げ、金融業の経営管理水準を著しく高め、全国の金融秩序を明らかに好転させ、金融リスクを防止する能力を強める」こととしたことは誠に正しい判断であったと思われる。1998年年初来、進められた金融領域の改革は、これまでで最も内容が豊富で、最も力が入ったものであった。それは、国家指導者が、金融危機は単に金融問題にとどまらず、国家安全に影響する重大問題であるという認識を持って対処してきたからであり、そのことは1998年6月に共産党に金融工作委員会を設置したことに表れている。

具体的成果で最も新しくかつ重要なのは、中国人民銀行管理体制の重大な改革であろう。人民銀行は1998年12月26日付で公告を出した。その要旨はおよそ以下の通りである。

「国务院の決定にもとづき、中国人民銀行管理体制に重大な改革を実行し、新しく設立された派出機構は1999年1月1日から中央銀行の職務を履行し始める。

- (1) 人民銀行の各省の分行を廃止し、複数の省・自治区を管轄する分行を全国に九つ設立し、人民銀行の派出機構とする。九つの分行は、天津、沈陽、上海、南京、済南、武漢、広州、成都、西安の各分行である。人民銀行北京市分行、同重慶市分行を廃止し、それぞれ人民銀行営業管理部、人民銀行重慶営業管理部を設ける。新しく設立した分行の職責は、管轄区内金融機構の業務活動の全面的な監督管理、管轄区内の金融監督管理弁事処および中心支行の人事、財務、管轄区内の通貨、融資にかかわる業務の管理、管轄区内の経済金融情勢と区域の金融リスクの分析、管轄区内の外為、対外債務および国際収支の管理、管轄区内の中心支行の国庫経理・支払い清算、現金発行、金融統計等の業務を協調して行うことである。
- (2) 分行の所在地ではない、省都・自治区人民政府所在都市には20の金融監督管理弁事処を設ける。
- (3) 分行の所在地ではない省都には20の中心支行を設ける。
- (4) 深圳経済特区、大連市、寧波市、廈門市、青島市の分行はそれぞれ中心支行に名称変更する。」²²

この改革でマクロ金融コントロール権は人民銀行総行に集中する。総行は国务院の指導下で、独立して通貨政策を執行することになる。旧体制下では人民銀行の通貨政策と金融監督管理の独立性と有効性が大きく損なわれていた。それは人民銀行の分行が地方や部門の干渉を受け、人的関係でも束縛されていたからである。新体制のもとで、適切な通貨政策が実行され、金融体制改革が推進され、金融秩序が大いに整頓され、金融監督管理が強

²² 経済日報 1998年12月31日付

化され、違法な金融活動が厳しく取り締まられ、人民元の安定が引き続き保持されることが期待されている。

金融体制改革のうち、1998年に実施された、その他主要なものを列挙すれば以下の通りである。

(1) 国有商業銀行の貸出規模規制の撤廃

従来は、指標があったが、これからは、貸出規模は預金額の一定比率内で各銀行の判断に委ねられることとなった。特に国有銀行の商業銀行化推進と金融資産の質的向上、不良債権の増加防止に大きな意義がある。

(2) 預金準備金制度を改革し、預金準備金率を13%から8%への引き下げ

直接的には銀行に大量の国債引受の余地をつくり、自己資本比率を高め、収益力強化に貢献した。

(3) 国有商業銀行の改革進展

収益性を重んじ、支店分店のリストラを進めている。四大国有商業銀行には、財政部の特別国債発行により、計2,700億元が資本金として注入された。

(4) 中小企業向け金融機関として各都市に都市商業銀行

中小企業の重要性が再認識され、金融面での配慮が行われている。国有商業銀行も従来以上に中小企業金融に力を入れるようになった。

(5) 銀行、証券、保険に対する分業経営、分業管理

従来、人民銀行がすべて監督管理していたが、証券は中国証券監督管理委員会、保険は中国保険監督管理委員会が監督管理することとなった。

(6) 貸出資産の5段階分類への改革

中国でも債権管理が国際慣行に則して行われることになり、貸出リスク管理が大いに進むことになる。

(7) 金融業の対外開放の堅持

金融業の対外開放は、中国の金融体制改革を大いに促進してきた。外国金融機関営業拠点の認可のペースは落ちているものの、深圳での人民元業務を新たに認める等、対外開放への努力が続けられている。

(8) 経営状態が悪く債務償還が難しい金融機関に対する中国人民銀行からの閉鎖命令

1998年6月の海南発展銀行、新技術創業公司、同年10月の広東国際信託投資公司が具体例である。金融機関が償還できない対外債務を財政が負担することには限界があり、金融機関の整理整頓は、金融リスク防止解消のための重要な措置となっている。

(9) 証券法の成立と施行

証券法は初回審議から5年の歳月をかけて、1997年12月29日閉会した9期全人代常務委員会第6回会議で通過成立した。12章214条から成る証券法は1999年7月1日から施行され、中国の証券市場の健全な発展に対する保障となる。

(10) 外国為替の犯罪行為に対処するための刑法の補充と修正

9期全人代常務委員会第6回会議を通過した。偽造、変造の税関発行の通関証明書、輸入証明等の使用、税関の発行した通関証明等の重複使用其の方法で不正に外国為

替を騙して購入した場合は、金額の多寡に応じて 5 年以下ないし無期懲役に処し、購入した金額の 5%ないし 30%の罰金を科する。犯罪者と共謀した税関、外国為替管理部門の職員に対する罰則規定、税関、外国為替部門等の職員の重大な過失によって、国家の利益が著しく損なわれた場合の罰則規定もある。

主なものは以上の通りであるが、ほとんどすべてが金融リスクの防止、解消と人民元の通貨価値安定に寄与する体制改革措置であると言っても過言ではない。

IMF は、中国が 1998 年にインド等と共に、アジア金融危機をかなりうまく切りぬけ、人民元の通貨価値の安定を維持し、周辺諸国の経済回復に寄与したと評価している。²³

1999 年には、資産管理公司を設立し、四大国有銀行から不良債権を総計約 1 兆 2,000 億元移した。そして、債権の株式転換をかなりの規模で実施することになった。これは改革の一つとして評価されてはいるものの、むしろ金融機関の不良債権の大きさを浮き彫りにした形となった。そして、WTO 加盟が 2000 年中にも実現する可能性が出てきた状態から見れば、中国の金融体制改革はやはりかなり不十分との認識が高まっている。

3-4 中国の金融のかかえた基本問題

中国が対外開放政策をとってから、まだ 20 年余りであり、四大銀行が中国人民銀行から独立してから 20 年前後しかたっていない。1979 年以前は、中国の金融機関は人民銀行だけであった。具体的には、1979 年 2 月 23 日、国務院は「中国農業銀行回復の通知」を出した。1979 年 3 月 13 日、国務院は中国銀行を中国人民銀行から分離することを決定した。1979 年 8 月、国務院は中国人民建設銀行が国務院直属機構になることを決定した。更に 1983 年 9 月には、中国人民建設銀行が国務院直属の経済実体となることを決定した。1983 年には、国務院は中国人民銀行が中央銀行の職能だけを持つことを決定すると同時に、中国工商银行を設立して、国務院直属の同クラスの経済実体とすることを決定した。²⁴

こうした背景があり、四大銀行の業務に対する地方政府その他第三者の干渉も少なくなく、商業銀行化への努力が具体的に始まったのは、1995 年の「商業銀行法」施行後といっても過言ではない。

しかし、中国共産党および国務院等の金融リスクに対する関心は大変に高いといつてよい。「江沢民総書記は中国共産党中央が主催した法制講座で次のように強調した。金融安全は国家経済安全にかかわる。もし金融が不安定ならば、かならず経済と社会の安定に影響を与え、改革と発展を阻害する。」²⁵

現状では、国有商業銀行のリスクは最終的にはすべて国家に帰着してしまう。国有商業銀行の抱えた主なリスクは膨大な不良債権の存在である。膨大な不良債権は、主として 1980 年初めから、国営企業に対する財政資金交付を銀行融資に改めたという歴史的背景から生

²³ IMF (1999)

²⁴ 狄衛平 葉翔 (1998) pp.32-34.

²⁵ 朱光耀他 (1999) p.166.

じた。そこで1999年4月以来、四大国有銀行にそれぞれ米国のRTC、日本の整理回収機構と類似した形の資産管理公司を設立した。これらの公司は財政部直属であり、「商業銀行法」が施行された年の1995年末までの四大国有銀行の不良債権を帳簿価格で移管することとなった。

その上で、国有企業の過重債務問題を緩和するために、債権の株式への転換を限定的ながら、かなりの金額規模で実施することになった。こうした措置には不良債権問題の先送りの側面があることは否定できない。しかし、中国の国家債務はGDPの10%程度であり、中国の不良債権問題は深刻ではあるが、金融危機の発生は回避できることになる。

なお、「商業銀行法」は、1995年7月1日より施行され、第4条には、商業銀行は法により業務を展開し、いかなる単位および個人の干渉も受けない、と規定されている。²⁶

国有商業銀行は、財政の出動で問題発生は回避できるが、それ以外の金融機関も類似の問題を抱えている。地方性金融機関の支払リスク（預金が払えないリスク）は存在しており、一部地方では民衆が騒ぐなどの動きもあり、うまく解決できねば、社会不安になりかねない。また、1998年10月に破綻したGITICの問題は、中国の金融システムが弱いことを外国に露呈してしまった。

中国は社会主義市場経済の道を歩むこととなったが、市場経済が成熟するまでには、これから何十年もかかる。地方政府を頼りにせず、借り手の財務内容を見て貸せと国家指導者は指摘したが、借り手の財務内容については、情報開示も不十分であり、融資の審査に耐えられるところは、寧ろ例外に属する。したがって、中国の信用体系をどのように構築するかは、改革全体に影響を及ぼす極めて重要な事柄といえる。また、GITIC破綻の背景には、汚職等の国内問題があるともいわれる。国内問題処理と対外信用維持は峻別する必要がある。

中国の銀行業は集中から多元化に向かいつつある。工商銀行、農業銀行、中国銀行、建設銀行の四大專業銀行及びその他の国がコントロールしている銀行が銀行体系全体の90%を占める現状は、市場経済化の方向には相応しくない。²⁷

しかしながら、金融改革があまり進んでいない段階で、実質的に国がコントロールしている部分が大部分を占めていることが、問題の解決を比較的容易にしている面があることも見逃せない。例えば、2000年2月に突如、四大銀行のトップを総入れ替えすることを可能にしたのも、国がコントロールしている部分が大部分だったからとえいる。

3-5 国有商業銀行株式化について

中国人民銀行戴相龍行長は、2000年1月の内外記者会見の席上、国有独資銀行の株式制改革についておよそ次のように述べた。

中共中央15期4中全会が決定した精神に基づいて、国家がコントロールする株式制商業銀行に改革することには、政策障害はない。但し、一つの過程が必要である。国有商業銀

²⁶ 戴相龍他主編（1997）p.283.

²⁷ 厲無畏主編（1998）p.229.

行の余剰人員は突出しており、管理メカニズムは改善を要し、株式制銀行に改造するには会計制度、銀行制度、管理水準等で更に改善しなければならない。当面、国有商業銀行は不良資産を分離し、精力を集中して現代銀行制度確立、内部管理強化を速め、今後商業銀行の株式制改造を実現するために、条件づくりをしなければならない。

中国の金融機関の経営内容公開という点では、透明度はまだまだ十分とはいえない。最近の新聞に戴相龍行長の発言をめぐって、「中央銀行の決心を示したものであり、懸念を漏らしたのもである。特殊な歴史的原因で、四大銀行の収益水準、資本充足率等の面で、要求とは差が大変大きく、従って現在まだ上場の基礎的条件を備えていない。四大銀行の財務状況はまだ公開する方法がない。株式制への改組の目的を達成するために、銀行の改革を加速せざるを得ず、現代商業銀行の運行メカニズムを速く打ち立てざるを得ない。」²⁸という趣旨の解説があった。

四大銀行は対外借入を行っているが、保証が付いているわけではない。それが、財務内容が公開出来ないのも、株式制への転換の条件を備えていないとなると、困惑する向きも少なくない。

伝統的な計画経済体制から市場経済体制への転換期にある中国の銀行業は、市場経済が発達した国家の銀行が直面している一般的なリスクのほかに、経済体制転換期の中国に特有のリスクがある、ともいわれる。転換期の銀行リスクの成因としては、まず銀行の財産権制度改革が緒についていないことがあげられる。当面の中国銀行業改革は全体としてみると、外延的な改革にとどまり、銀行の財産権制度の改革には及んでいない、とされる。加えて、財産権制度上、銀行と国家の財産権上の地位と相互関係が有効に明確化されておらず、銀行リスクは最終的にはすべて国家に帰着してしまう、という見方がある。そこで、転換期の銀行リスク対策として国有商業銀行を徐々に株式制銀行に改造し、財産権の関係を明確にする必要があるとされるわけである。²⁹

3-6 WTO 加盟の中国の銀行業に対する影響

2000年1月の内外記者会見で、中国人民銀行戴相龍行長は、中国のWTO加盟が中国銀行業界にどのような影響を与えるかについて、およそ次の通り述べた。

「当然、中資銀行は優秀な顧客、優秀な人材と経営メカニズム等の面で、外資銀行の激的な競争に直面する。これに対し、中国は更に金融体制改革を深化し、絶えず銀行経営効率とサービス水準を高め、競争力を増強する。外資銀行はWTO加盟後に内国民待遇を受ける。外資銀行の中国における資産は人民元換算で中国の金融業総資産の6%に満たない。但し外貨融資は国内銀行の外貨融資の20%に相当する。WTO加盟は、中国が更に対外開放を拡大し、世界経済の主流に入る、もう一つの歩みであり、国内企業に更に多くの貿易と投資の機会を与え、人々に中国経済と通貨に対する確信を与えるものである。」

金融業の市場化の程度は低く、自由化の程度もかなり低い、とされる。従って、中国の

²⁸ 経済日報 2000年2月2日付

²⁹ 金融時報 1998年8月8日付

金融サービス業の開放は対内開放と対外開放の両方の面がある、ともいわれる。対内と対外の自由化改革が存在する。対内開放については努力して金融機関の多様化、市場経済と経済構造多元化に服務すること、国内資本市場発展のために更に良い環境を創造すること等があげられる。対外的には中国の一層の対外開放によって、先進技術と経営管理の経験を導入し、資金を導入することがあげられる。³⁰

現在、中国には 155 の外国銀行支店、七つの合弁銀行、六つの独資銀行、七つの外資財務会社と 250 の外国銀行駐在員事務所があるとのことである。中国の WTO 加盟は時間の問題となった。中国の一部の見方として、次のような見方がある。一に外資銀行の中国での業務は主として親銀行の顧客である海外の各国の企業の中国での外資企業の発展に伴って発展してきたのであって、地場顧客開拓には時間がかかる。二に穩健に発展させることが外資銀行の基本戦略である。三に外資銀行が拠点網を急速に拡大することはない。したがって、WTO 加盟は中国銀行界に急速に大きな変化をもたらすことはないという見方である。こうした楽観的な見方をする場合も、中国の銀行業にとっては、リスク管理を強化し、資産の質を高めることは当面の急務、と認識されている。³¹

3-7 中国金融界が抱えた矛盾

中国の金融機関は、不良債権はつくらないようにせねばならず、他方経済発展を支持するという任務がある。2000 年 1 月下旬に、全国銀行証券保険工作会議が開催され、朱鎔基首相が全国銀行証券保険工作会議で引き続き金融改革と整頓を推進し、突出して金融管理と監督を行わねばならないと強調すると共に、「金融系統は経済発展支持と金融リスク防止の関係を正確に処理しなければならず、二者をよりよく結合し、対立させてはならない」と述べている。³²

1999 年 11 月上旬には温家宝（中央政治局委員、中央書記処書記、國務院副總理、中央金融工委書記）は、中央金融工作委員会第 12 回全体委員会（拡大）で、金融系統は党の 15 期四中全会の精神をまじめに学び、更に通貨政策の作用を發揮し、国有企業改革と発展の目標実現のため努力奮闘しなければならぬと強調した。温家宝が述べた目下の重点 10 項目は次の通りである。

各種の通貨政策手段の総合運用。

重点業界、重点企業に対する傾斜融資。

ハイテク産業と企業の技術改造に対する融資を大いに増加する。

西部大開發戦略の実施。

中小企業への融資工作をしっかりとやる。

消費者金融を大いに発展させる。

³⁰ 2000 年 1 月 13 日付け新華社
www.xinhua.org/ssj/cnwt08/files/131455371/htm

³¹ 經濟日報 1999 年 12 月 24 日付

³² 經濟日報 2000 年 1 月 26 日付

しっかりと、まじめに、細かく債转股工作をしっかりとやる。債转股工作は二つの目的を達成しなければならない。一に国有企業の債務負担を軽減し、企業の経営メカニズム転換を促進し、企業の発展を支持する。二に銀行資産を活かし、不良貸出の損失を減らし、金融リスクを低下させる。

国有企業の直接融資比率を高める。

商業保険を積極的に発展させる。新しい保険の開発。輸出信用保険を発展させ、国有企業の輸出拡大を支持しなければならない。

引き続き金融改革を深化し、金融リスクを防止解消しなければならない。³³

上記の重点項目のなかで、西部大開発、中小企業への融資、消費者金融等は言うは易く行うは難しい。西部大開発プロジェクトはなかなか商業採算に乗りやすく、中小企業融資は小口で担保があまりない、消費者金融は個人の信用が把握しにくい、等の問題がある。こうした面での融資を実際に拡大するためには、外国のノウハウを参考とし、人材も育成する必要がある。

3-8 広東国際信託投資破産に代表される地方性金融機関の信用リスク問題

広東国際信託投資公司（GITIC）董事会は1999年1月、裁判所に破産を申請した。中国人民銀行GITIC清算組が発表した初歩的な結果では、総資産214億7,100万元、総負債361億4,500万元、債務返済が出来ない金額が146億9,400万元となった。³⁴

1999年4月22日にGITICの第一回債権者会議が広州市で開かれた。債務超過額は約323億元となり、1999年1月に発表された額の2倍以上に膨らんだ。債務の総額は約388億元で、回収可能な資産は約65億元とされた。³⁵

その後、GITIC破算清算委員会は1999年10月22日、第二回債権者会議を開いた。委員会の発表によれば、GITIC負債総額に対する回収可能な資産の割合は4月時点の17%から32%に増加した、負債総額は4月発表時点の388億元から243億元に減少し、回収可能な資産は65億元から77億元に増加した。³⁶

その後、具体的進展の報道はないが、2000年1月に入り、「朝日新聞」が1面に大きく、「中国政府系ノンバンク 邦銀の債権、回収困難 13社対象に裁判所通達訴え受理凍結」という見出しで、およそ次の内容の報道をした。中国最高人民法院（最高裁）が「債権者の訴えをしばらく受け付けず、すでに回収を認めた判決の執行も凍結する」という内部通達を出した。対象は大連国際信託投資公司（DITIC）など13社を第一陣とし、今後増える見通し。通達は「信託投資会社の整理整頓における関係問題に関する通知」。昨年末、31ある省・自治区・直轄市の高級人民法院（高裁）あてに出された。具体的には、「再編、廃業が

³³ 経済日報 1999年11月3日付

³⁴ 中国証券報 1999年1月12日付

³⁵ 日本経済新 1999年4月22日付

³⁶ 日本経済新聞 1999年10月23日付

決まった信託投資公司を被告とする経済紛争事件は、しばらく訴えを受理しない。判決執行が完了していないものはしばらく、執行しない」と指示。凍結解除については「別に通知する」としている。これらノンバンクは合計 239 社あり、総資産 750 億米ドル相当、対外債務は約 80 億米ドルといわれ、邦銀の融資は半分近くを占めると見られる。³⁷ なお、既述の通り 2000 年 2 月末に筆者が張肖氏より直接聞いたところでは、訴えを受理しないのは、信託投資公司の整顿期間中だけの暫定的措置とのことであった。

他方で、中央政府による地方政府支援の報道も見られるようになった。例えば、「中国政府、河南省のノンバンクにも融資 香港紙報道」という見出しで、「日本経済新聞」は、中国の中央政府が河南省のノンバンク問題処理のために約 100 億人民元を融資すると伝えた。同省は銀行を通じて資金を借り入れ、農村互助合作基金などの債務処理にあてる。朱首相が地方の金融不安に対応するために、地方政府への融資と不正摘発を進める方針を出したという。1999 年 12 月には広東省政府が信託投資公司をはじめとするノンバンク債務処理を目的に中央政府から 380 億元を借りいれると表明している。³⁸

信託投資公司を含む地方性金融機構は、問題を抱えている。まず、株式性商業銀行の問題について、「経済日報」は柴今の署名でおよそ次の趣旨の記事を載せ、10 行の株式制商業銀行の経営指標を報じている。

急いで解決すべき問題は次の通り。

不良債権の処理、 資本金の補充。上場しているのは、深圳発展銀行、浦東発展銀行の 2 行のみ、 株式制商業銀行のイノベーション・メカニズムの改善、 株式制商業銀行の経営環境改善。

目下、銀行業の経営環境には二つの特徴がある。一に預金が四大商業銀行に集中することである。二に貸出が国有企業に集中することである。この 2 点が株式制商業銀行の経営に困難をもたらしている。株式制商業銀行は営業拠点が少なく、貯蓄性預金の比率が低い。良い貸出し案件と企業は競争が激烈であり、株式制商業銀行は経営規模の制限を受けて、効率向上に不利な影響をもたらしている。

商品価格の市場化は 85% に達しているが、金融の市場化は 10% 程度である。WTO 加盟は、銀行業からいえば、外資銀行が技術面、管理面、金融イノベーション面で競争力があり、外資銀行の大量の進出を許可すれば、中国の銀行業の受けるショックは目に見えている。³⁹

株式制商業銀行のほか、信用社も問題がある。「経済日報」は、『視点』欄に王風蘭、孫武志の署名入りで、「信用社のために『防火壁』を設ける」との見出しでおよそ次の趣旨の記事を載せている。

³⁷ 朝日新聞 2000 年 1 月 9 日付

³⁸ 日本経済新聞 2000 年 1 月 18 日付

³⁹ 経済日報 1999 年 11 月 18 日付

表 3-1 10 行の株式制商業銀行の主要経営指標

単位：億元

銀行名	資産総額	所有者權益	税前利潤	資産利潤率%	資本利潤率
交通銀行	4,839	233	26.7	0.55	11.4
招商銀行	1,500	82	20.0	1.33	24.3
中信実業銀行	1,336	80	20.0	1.50	25.1
広東発展銀行	1,031	47	13.0	1.26	27.7
浦東発展銀行	875	39	11.6	1.33	29.8
光大銀行	752	61	8.5	1.13	14.0
華夏銀行	500	30	5.0	1.00	16.6
深圳発展銀行	394	29	4.9	1.24	16.8
福建興業銀行	343	35	3.5	1.02	9.9
民生銀行	252	13	2.4	0.95	18.4
合計	11,822	649	115.6	0.98	18.43

目下、農村信用社に存在する主要な問題は貸出資産の質の低下、不良貸出の比率の上昇によってもたらされる経営リスクである。同時に体力低下でリスク防御能力が急激に低下していることである。農村信用社の金融リスク防止解消のためには、まず管理体制改革の歩みを速め、信用社を真の合作金融組織にしなければならない。政策支援を強め、必要な保護措置を実行しなければならない。

農村信用社統計

農村信用社	44,054 社
正式職員	64.55 万人
各種預金残高	12,891 億元
各種貸出残高	8,970 億元
金融機関に占める預金残高の比率	12.5%
金融機関に占める貸出残高の比率	9.9% ⁴⁰

地方性金融機関の問題で、市民が騒いだとの報道もある。例えば、「日本経済新聞」は、「中国・重慶で 3,000 人がデモ 金融機関閉鎖に抗議」との見出しで、「香港の人権団体、中国人権民主化運動情報センターによると 18、19 の両日、重慶市で投資公司や基金など金融機関の閉鎖発表を受けて市民ら合計 3,000 人が抗議行動をし、鉄道など交通網が混乱した。」と報じている。⁴¹

こうした問題の背景に、今の中国では、市場経済で最も基本となる信用意識が希薄との指摘もある。「信用と信用方式が既に国際的に現代企業経営管理の核心内容の一つである今

⁴⁰ 経済日報 1999 年 12 月 9 日付

⁴¹ 日本経済新聞 1999 年 10 月 20 日付

日、なぜ中国企業は信用リスクおよび信用管理問題で困難が多いのか。その原因は、まず国民の信用意識が希薄であり、政府は信用管理上まだ有効な管理体制と管理メカニズムを形成していないのである。次には企業内部でも、信用管理上で信用リスク防止のメカニズムと制度が出来上がっておらず、信用管理面の専門的人材もいないのである。国全体として信用体系を急いで作る必要がある。信用および信用管理は、中国が企業間の支払い遅延問題を根本的に解決し、企業の市場競争力を高めるために大変重要な意義をもっているのである。」⁴²

農村信用社も多くの困難をかかえている。報道によれば、浙江省台州市農村信用社のケースで見ると、送金ルートがうまく通じていない。コンピューターの応用が遅れている。

貸出規模がバランスを失って、個別の信用社は支払困難に陥っている。資産の質の弱体化。負債構造不合理。低コストの預金の比率が小さく、資金コストが商業銀行より高い。

自己資本不足で、リスク抵抗能力が弱い。店舗が小規模で業務範囲が広いので、経営リスク抵抗能力が弱い。リスク解消が難しい。1998年に全市で3年連続赤字の高リスク信用社が60社、準高リスク信用社が35社ある。競争環境激化。利潤低下。職員の能力が開発されておらず、低い。⁴³

計画経済の時代には、銀行は国営企業に対する財政資金交付窓口であった。市場経済化が進むにつれて、多種多様な企業が誕生し、消費者金融も次第に発展してくることになる。

そうした多様なニーズに応えるために、中国は地方性金融機関の発展を図っている。しかしながら、長期にわたる計画経済で、企業も個人も信用意識は低く、金融機関のリスク管理体制も十分ではない。中国で市場経済が成熟するまでには、まだ長期間を要する。その過程で、地方性金融機関が経営管理体制を調べ、信用リスクや支払リスクを少なくするためには、人材育成、審査体制整備、新規商品開発機能整備等々なすべきことは極めて多い。特に、中国のWTO加盟も時間の問題となっており、こうした体制整備は加速する必要がある。

⁴² 経済日報 1999年12月15日付

⁴³ 金融時報 1999年3月27日付

4. 人材育成の改革促進に果す役割 WTO加盟および西部大開発との関連

2000年3月の第9期全国人民代表大会第3回会議における主なテーマの一つは西部大開発であった。朱鎔基首相は政府活動報告の中で、西部大開発戦略の実施について述べた。要旨はおよそ次の通りである。

西部大開発を実施し、中西部地区の発展を速めることは、新しい世紀を迎えるにあたって行った重大な決定である。これは内需拡大、国民経済の持続的成長の推進に対して、各地区経済協調発展を促進し、最後には共に豊かになることを実現することに対して、民族団結を強化し、社会安定擁護と国境防備を強化することに対して、十分重要的意義を有している。当面と今後の一時期に力を集中して行うべきは以下の面である。

インフラ建設を速める。道路建設を重点とし、鉄道、空港、天然ガスパイプラインの建設を強化する。

生態環境保護と建設をしっかりと行う。

それぞれの土地の地理、気候と資源等条件に基づいて、それぞれ特色ある優れた産業を発展させる。条件の整ったところはハイテク産業を発展させる。

大いに科学技術と教育を発展させる。科学技術の成果の転化を速め、各レベル各種の人材を積極的に育て、全面的に労働者の素質を高めなければならない。

対外開放を更に拡大しなければならない。投資環境を改善し、積極的に資金、技術と管理の経験を導入しなければならない。⁴⁴

西部大開発について、中央の指し示す範囲は大変広い。陝西、雲南、貴州、四川、重慶、チベット、青海、甘肅、寧夏、新疆の省、市、自治区である。西部大開発は三つの類型に分けられる。四川、陝西、重慶の二省一市の経済は相対的にかなり発達している。チベット、寧夏、新疆の三つの自治区は少数民族自治区である。雲南、貴州、青海、甘肅の四省は鉱物資源が比較的豊富である。ただし、経済は相対的に遅れており、交通の便はあまりよくない。⁴⁵

西部大開発のヒントは日本からきたものだとの説もある。すなわち、1998年に、江沢民主席の訪日前、日本側から中国の中西部発展に協力するという案が出された。この案は直ちに江沢民主席の歓迎を受け、訪日の協議書に、新たに中西部協力の内容を入れたというものである。

広東国際信託投資公司(GITIC)破綻後、民間の資金はなかなか中国に行きにくくなっていくのが実情である。民間企業も実際にはなかなか中西部には投資しにくい。中国の対外開放後、外資企業の直接投資で中西部に行った比率は、全体の10%程度に過ぎない。従って、民間ベースでは直接投資でも融資でもなかなか中西部には行かない。ODAも資金的に限界があることを勘案すれば、日本の西部大開発への協力は、人材育成が一つの具体的方策となりうるのではないだろうか。

⁴⁴ 経済日報 2000年3月6日付

⁴⁵ 経済日報 1999年12月15日付

2000年3月初めに筆者が中国外交部（外務省）を訪問した時、孔鉉佑日本処長は、およそ次のように述べていた。

西部大開発で最も不足しているのは、人材である。漁村に過ぎなかった深圳があれほど発展したのは、中国全土から人材を集めることができたからである。いま「西部開発教育先行」というスローガンがある。教育部、科学技術部は何が出来るか検討中である。

WTO加盟は中国のサービス貿易市場を徐々に開放することになる。段階的に金融、保険、電信、小売業と卸売り業、旅行、医療サービス等の領域を開放することであり、これらの市場に競争メカニズムを導入することである。例えば、金融については外資銀行の進出を1980年から段階的に認めてきたが、外資銀行の支店進出で、中国の銀行界は外資銀行から経営理念、管理手法、業務面の革新等で刺激を受けてきた。外資銀行の中国における資産は中国の金融業の6%に満たないといわれるが、外資銀行の中国進出は、中国銀行界の近代化に大いに役立ってきたといえる。WTO加盟で、外資銀行に対する地域制限がなくなること、2年後には中国企業との取引が認められ、5年後には中国の個人との取引が認められることもあって、中国銀行界は改革促進を迫られることになる。

1999年11月に開かれた中央経済工作会議は、世界経済の発展変化を展望し、「三つの動向」が高度に注目するに値すると認めた。それは、世界的な経済構造調整が進んでいること、科学技術の進歩が大変に速いこと、多国籍企業の影響が日増しに増大していることである。経済のグローバル化が各国の経済発展に大きな影響を及ぼし、中国も例外ではあり得ないという認識である。WTO加盟は個別業界では種々問題はあっても、中国としてはグローバル化に積極的に対応していかなばならない、との認識がWTO加盟を決意させたと判断される。

中国は輸出入貿易の国内総生産（GDP）に占める比率も40%近くと高く、累計外資利用額も2,000億ドル以上と多く、対外債務残高も1,500億ドル近い。発展途上国の中で外資利用が最も多い国である。経済を更に対外開放することは、国際資本流動の中国経済に対する影響が日増しに増大するということである。そのため、高い経済成長を維持すると共に、出来るだけ速く、高い効率で、競争力のある経済と金融の体系をつくり、あわせて有効な経済と金融のコントロールメカニズムをつくる必要がある。そのために、各領域での改革の歩みを全面的に速める必要がある。⁴⁶

⁴⁶ 李揚（1999）p.369.

5. 教育の重要性

「目下、中国経済が直面する一番の難題は、インフレでもなく、価格構造調整でもなく、住宅制度改革やその他の問題でもなく、就業圧力下の失業と収入格差の問題である。これは、中国の労働力は供給が無限で、労働力需要は有限だからである。この矛盾は今世紀末には、はっきりと突出し、来世紀にも根本的に解決することは難しい。しかも、農業余剰労働力が労働力供給市場に進入する趨勢がますます強くなってきたので、ますます厳しい状態になっている。就業圧力に直面して、中国の伝統的な人材資源開発戦略は“一高二低”すなわち高就業、低効率、低レベルであったということが出来る。」⁴⁷

中国は経済発展の上での有利な条件の一つに「後発の優勢」をあげる。つまり、国外の既に成熟した先進技術、設備および管理経験を学び、手本とすることで、先進国との差を大いに縮めることができ、経済発展の貴重な時間を勝ち取り、またこの方面の研究と開発の巨額の費用を節約できるというのである。⁴⁸

しかし、中国経済発展の中で不足しているのは、生産過程での創造性の問題である。カギとなる点はハイテク分野での人材不足である。中国は第9次5ヵ年計画で教育の重要性を十分に認識していることを表明した。⁴⁹

中国は近年、教育の重要性を認識し、教育予算を増やしている。しかし、予算規模が人口の割合でみて相対的に小さいこともあり、まだまだ不十分なのが実情である。中国政府教育部（教育省）が発表した1998年全国教育経費執行状況統計公告によれば、98年度の全国教育経費は2,949億600万元で、前年の2,531億7,300万元よりも16.48%増加した。中央と地方各級政府の予算内教育支出は1,565億5,900万元で、前年比15.31%増加した。増加速度は財政収入よりも1.41%速い。⁵⁰

統計によれば、中国の財政予算内の教育経費はGDPの2%前後であり、世界で比率が最低の国家の一つである。1998年に中国の1,022の大学が国家から109億元財政資金交付を受けた。一校当たりになると千余万元で、焼け石に水である。しかし、中国の教育事業の発展に足りないのは投資ではない、新しい観念と新しい投資メカニズムである、と報じられている。⁵¹

江沢民総書記は1998年5月の北京大学建学100周年慶祝大会で次のように述べた。「今の世界は、科学技術の進歩が速く、知識経済の手がかりが既に見えており、国力の競争は日増しに激烈になっている。」⁵²

1999年8月20日に、中国共産党中央と国務院は、技術革新、ハイテク発展、産業化実現の決定を行った。経済力、軍事力等を主要な内容とする総合国力競争の中で、ハイテクおよびその産業領域で一席を占めることが出来るか否かが、既に競争の焦点となり、国家主

⁴⁷ 厲以寧他主編（1999）pp.307-308.

⁴⁸ 邱曉華（1999）p.328.

⁴⁹ 国家計画委員会政策研究室編（1997）pp.422-423.

⁵⁰ 経済日報 1999年11月28日付

⁵¹ 経済日報 1999年12月30日付

⁵² 李富強他編著（1998）p.1.

権と経済安全を擁護する命脈となったという認識に基づく決定である。⁵³

江沢民総書記が知識経済という言葉を使ってから、中国で「知識経済」が一種の流行語となった。しかし、中国の現実はまだ知識経済時代の水準には及ばない、との意見が中国の新聞に出たことがある。その内容はおよそ以下の通りである。

一人当たりの収入水準はまだ大変低い。1998年の中国の一人当たりGDPは6,404元、1米ドル8.28円で換算すると、773.4米ドルとなる。一人当たり収入が最高の上海市でも3,410米ドルの水準である。

社会の知識水準が低い。15歳以上人口のなかで、不識字者、半不識字者は1.8億人、総人口の22.2%。大学以上の教育水準の者は総人口の1.4%である。経済成長の質を高めるには必ず就業問題を考えなければならない。情報産業を発展させるとともに、多くの労働力を必要とする伝統産業部門も重視しなければならない。実際から出発して、技術水準を高め、徐々に工業化を完成させ、工業化の実現の過程で資金、知識を蓄積し、更に徐々に知識経済を発展させるのが、中国社会主義市場経済建設の根本の道である。⁵⁴

大学教育の現状を示す報道として、およそ次のような内容のものがあつた。

教育は総合国力の形成のなかで基礎的な地位を占める。中国には1,000余りの大学があるが、1997年の予算は390億元であつた。同年の米国ハーバード、ペンシルベニア両大学の予算は27.8億米ドル(230億元相当)であつた。国家投入にだけ依存すれば、中国の高等教育は「杯水車薪」(一杯の水で荷車一台分の薪が燃えるのを消そうとする=とても間に合わない状況)が出来るだけである。1996年にわが国の人口のなかで大学・専門学校以上の高学歴者は3%に過ぎない。近年、大学の募集人員を増やしているが、比率が最高の北京市でも13%である。米国は46.5%、一般の発達した国で20%前後である。発展途上国で8.8%である。国際的には大学の教師と学生の比率は一般に1対30である。わが国では専任教師が40万4,500人おり、平均毎週3~4授業時間を受け持っている、教師と学生の比率は1対9.81である。⁵⁵

科学技術の急速な進歩は、中国にも大きな影響を及ぼしている。中国のインターネット利用者は、1999年末現在、890万人に達した。2005年までには、中国のインターネット利用者は8,000万人以上に達するとの予測もある。⁵⁶

1999年10月22日、江沢民主席は英国ケンブリッジ大学で演説し、「我々の目標は、21世紀の中葉に、即ち中華人民共和国の建国100周年の時に、基本的に現代化を実現することである」と述べた。最近、北京、上海、天津、江蘇、広東、浙江、福建等の市や省レベルの指導者が2010年には現代化を実現すると述べた。深圳では2005年に基本的に現代化を実現すると述べた。

50年後の中国はどうか。1999年9月29日、上海浦東で開かれた「中国未来の50年」を主題とする「フォーチュン・グローバル・フォーラム」でシンガポールのリー・クアン

⁵³ 張永謙他主編(1999)p.1.

⁵⁴ 経済日報 1999年12月28日付

⁵⁵ 経済日報 1999年6月23日付

⁵⁶ 経済日報 1999年12月28日付

ユーはおよそ次のように予測した。「50年後には中国の GNP は日本を追い越し米国の水準に達し、中国の一人当り収入は1万2,000米ドルに達する。上海は世界の金融センターとなり、人民元は交換可能通貨となる。中国は現代化した、自信をもった、責任を負う国家となる。」リー・クアンユーの演説は熱烈な拍手を勝ち取った。なぜなら彼の予測と中国指導部の描く青写真ははからずも一致したからである。

中国が全面的に現代化することは、任重くして道遠しである。21世紀の中葉に基本的に現代化を実現するためには、まだ更に難しい問題を解決しなければならない。まず重い就業圧力である。12億のうち9億は農村にいる。現代化の最低基準は都市人口が50%以上とすると、2030年には中国の人口は16億に達するという予測があるので、21世紀の中葉には都市の人口は少なくとも8億人に達していなければならない。すくなくとも5億人を農村から都市に移さなければならない。平均毎年1,000万人である。改革開放以来の20年間で、全国平均毎年650万人転入させた。

次に人口全体の教育水準の向上である。新中国成立以来、成人の非識字率は80%余りから16.5%に低下した。高等教育が大衆化したといえる最低基準は適齢青年の大学入学率が15%である。中国の1997年の適齢青年大学進学率は7.6%である。計画では2010年に適齢青年の大学入学率が15%になる。「科学技術は生産力」だが、国有企業の中で、科学技術者は従業員総数の10%前後に過ぎない。人口全体の能力を高めるには、長期の過程を必要とする。⁵⁷

中国の国家指導者も、世界経済の動向として、科学技術の進歩が極めて速いことに注目している。朱鎔基首相は全国技術革新大会の閉会式で重要な講話を発表し、科学教育興国戦略を真に具体化させるべきと強調し、次のように指摘した。「中国の現在の経済総量は小

表 3-2 主要国家 R&D (Research and Development) 経費投入状況

	R&D 投入額 (億ドル)	R&D 投入の 対 GDP 比 (%)	一人当たり R&D 経費
日本	743.82	2.90	597 ドル
米国	1,707.7	2.45	645 ドル
中国	58.55	0.64	3.9 ドル

表 3-3 科学技術の社会に対する影響力

	米国	日本	中国
GDP (億ドル)	69,520	51,085	6,976
一人当たり GDP (ドル)	26,980	39,640	620
輸出総額 (億ドル)	5,847.4	4,432.7	1,487.7
ハイテク製品輸出比率 (%)	37.2	27.9	6.8
成人大学卒者構成比 (%)	45.2	21.2	1.93

⁵⁷ 姜波「現代化について」経済日報 1999年11月3日付

さくないが、構造は不合理で、製品の質は劣り、消耗率は高く、効率は低い。主な原因は生産技術が世界との競争についていけず、技術革新能力が強くないことにある」⁵⁸

それでは、中国の科学技術競争力は世界でどの程度なのか。中国科学院長が中国の科学技術競争力は世界第 13 位と述べたという報道がある。⁵⁹

こうして各方面で、教育の重要性が認識され、学校教育だけでなく、業務研修も重視されるようになってきた。例えば、中国人民銀行（中央銀行）は、金融関係人材の研修を強化することとなった。報道では、人民銀行研修センターは今後 2 年間の研修計画を策定した。1999 年に 30 万人の研修を行う計画を立てた。国際金融情勢の変化、アジア金融危機で多くの人が新しい知識吸収の必要性を痛感しており、財政部も年間 1,000 万元の研修費を支出している。⁶⁰

⁵⁸ 人民日報（海外版）1999 年 8 月 27 日付

⁵⁹ 経済日報 1999 年 2 月 2 日付

⁶⁰ 中国証券報 1999 年 1 月 15 日付

6. 政府開発援助と人材育成

中国は世界で人口が最も多い国であり、豊富な人的資源（Human Resources）の開発は中国経済発展の長期任務の一つとされる。目下中国の総人口は世界総人口の約 22%で、中国の労働力資源総数は世界経済活動人口の 23%とも 27%ともいわれる。世界経済活動人口のほぼ 4 人に 1 人が中国にいることになる。しかし、中国では 9 億人近くが農村に居住し、教育水準が低く、社会経済発展に巨大な負担と困難をもたらしている。⁶¹

中国は経済体制転換期にあり、財政面、銀行、企業それぞれに潜在的危機に直面しているとの見方もある。企業の潜在的危機としては、企業の負債率が高すぎることに、企業の債務償還能力が非常に不足していること、企業の効率が悪く、損失が大きいこと、企業経営管理水準が低下していること、企業の高級経営管理人材はきわめて不足しており、労働者の能力、技術水準が低下していること、企業に市場競争力が欠乏していること等があげられる。⁶²

対中 ODA で教育・人的開発に協力することについては、既に国際協力事業団の国別援助研究会でも検討され、報告書も出来ている。⁶³

ODA 白書によれば、1999 年 8 月に公表された「政府開発援助に関する中期政策」で、国民の理解と支持を得る具体的方策として、「わが国の『顔の見える』援助を積極的に展開し、（中略）わが国企業の事業参加機会の拡大に留意し、また、大学、シンクタンク、地方自治体、NGO 等による国民参加型の協力の推進に努め、民間部門を含めたわが国自身の経験や技術、ノウハウの一層の活用を図る」となっている。⁶⁴

今後の日本の対中 ODA で日本側の事情も勘案して重点の一つとすべきは、わが国の人材も活用した広い意味での人材育成であり、知的支援であると考えられる。

JICA 事業の基本理念は自助努力への支援、人作りへの貢献、人々に役立つ援助、国別アプローチの強化となっている。また、近年、技術協力には、ハード面のみならず、組織・制度づくりなどのソフト面、さらには金融政策などのいわゆる「知的支援」も含まれるようになっており、JICA は人を育てる息の長さに配慮しながら、開発途上国の人造りに総合的な支援を行っている。⁶⁵

JICA が中国で人材育成に積極的に取り組むことは JICA 事業の基本理念にも合致していることになる。

⁶¹ 胡鞍鋼（1991）p.174.

⁶² 中国社会科学院他編（1997）pp.338-339.

⁶³ 国際協力事業団（1999）p.35.

⁶⁴ 外務省経済協力局編（1999）p.2.

⁶⁵ 国際協力事業団（1999b）p.40.

7. 日本として協力可能な人材育成の具体的方法

7-1 金融関係の人材育成

中国の金融界での最も大きな問題は人材不足であるといつて過言ではない。

もともと銀行がリスクを負って融資をするようになったのは、1980年代の初めからである。それまでは本当の意味の融資といえるものではなく、財政資金が銀行を通過して国営企業にいっただけのことであった。

そこで、しかも中国の銀行は1970年代の終わりまで、中国人民銀行一行にすぎず、例えば外国為替専門だった中国銀行も、国内的には人民銀行国外業務管理局であった。

そうした背景があり、しかも1980年代は採算も十分に考えず、業務を急速に拡大したので、職員の教育が十分に行われたとは、とても言えない。業務知識も十分でなく、モラルの上でも問題があった。社会主義という冠が着いているとはいえ、市場経済の経験などない人ばかりであった。

社会科学院王洛林常務副院長が述べているように（前掲 3-1）、中国で国際金融に精通している人は極めて少なかった。中国銀行の海外拠点で働いている人たち等ごく一部を除くと、金融界でも学会でも国際金融を研究している人は極めて限られていた。

中国のWTO加盟は今や時間の問題と見られるのに、とても十分な準備が出来ているとは言いがたい。四大国有銀行の不良債権は、合計1兆2,000億元が資産管理公司に移されることになったが、資産管理公司の職員も、いわゆる投資銀行業務については、ほとんど経験がない。この点については、中国信達資産管理公司王海軍主任（博士）が述べている通りである。（前掲 3-2）

これまで述べてきたような変革の中で、金融知識について知る必要があるのは、銀行員ばかりでない。市場経済の経験がない多くの指導者にとっても金融知識は必須である。そこで、中国人民銀行長戴相龍主編『領導幹部金融知識読本』が1997年11月に出版され、同書は2000年1月で既に70万部を超えている。⁶⁶

金融関係の人材育成をどうするか。東京三菱銀行北京支店時代に、筆者自身が中国人民銀行国際局長と相談して、「リスク管理国際シンポジウム」を開催したことがある。形式的には中国人民銀行と東京三菱銀行の共催とし、講師については人民銀行が各国中央銀行から招き、東京三菱銀行は本部から適当な職員を派遣した。受講生はすべて中国人民銀行が選定し、集めた。費用はすべて東京三菱銀行が負担した。二日間の研修で、百数十名が参加した。

外国側が協力して中国で行われるこの種の研修は、一日ないし二日間程度の短期のものが多い。

しかし、中国金融界の現実からみれば、もっと腰を落ち着けた研修が必要である。

具体的にどこと連絡して行かうか。この点について、中国社会科学院の王洛林常務副院長は、戴相龍人民銀行総裁の名をあげた。（前掲 3-1）人民銀行は金融機関の監督管理の責任

⁶⁶ 戴相龍主編（1997b）

を負っており、上述の人民銀行と東京三菱銀行共催のシンポジウムの時は、人民銀行監査監督局長が受講生の人選等を担当した。

実施にあたっては、人民銀行と内容面まで含めてよく相談し、少しずつ範囲や規模を拡大していくのが望ましいと判断される。

最近、北京で何人かの中国側関係者に当たった感触からも、需要の大きいことだけは確かである。

7-2 国有企業改革のための人材育成

この問題については、既に国際協力事業団の国別援助研究会報告書で極めて適切な提言が行われている。具体的には、「中国の国有企業改革において、具体的な対策が十分にとられていないことの一つは、実践的な経験を有する有能な経営者層の育成です。今後、持ち株会社などが組織された場合、傘下の企業を監督し、経営全体を見ていく能力を有する人材がますます必要となってきます。こうした点について、わが国の企業経営者、企業コンサルタント、法務、財務、技術、生産などの専門家派遣による現地研修、企業訪問・診断調査の実施や、訪日交流、研修受け入れに対する人的、資金的支援が重要となりましょう。」と記されている。⁶⁷

国有企業改革について、1999年度はかなり成果があがったと報道されているが、国有経済部門は他の部門に比して、もともと経営効率がよくない。中国のWTO加盟が2000年中にも実現する見通しとなっている現在、市場経済への頭の切り替えができていない経営者は極めて限られているのが実情である。

単に国有企業職員というだけでは対象人数が多すぎる。国家経済貿易委員会と相談して中国側の指導者を養成する方法をとるしかない。

経営者養成については、北京大学等の大学も行っており、中国企業管理協会のような組織もあり、中国側とよく協調して行う必要がある。

7-3 失業者、一時帰休者雇用促進のための中小企業育成

今後、日本の中小企業の対中投資が徐々に増加するものと見込まれる。国有企業改革が順調に行われるか否かは、雇用の受け皿となる中小企業の発展にかかっているとみられる。1999年11月に北京で開かれた日中双方投資促進機構第9次会議で、石広生対外経済貿易部長は、「日本の中小企業が中国企業と合作することを支持する。特に多国籍企業の主要製品と組み合わせられる各種産業およびハイテク新興産業を歓迎する。」と述べている。

國務院発展研究中心の吳敬璉教授も「目下の情勢のもとで、中小企業の改革と発展は国民経済の安定成長にかかわる一つのカギとなる問題である。」と述べている。⁶⁸

国有企業には一体どれだけ余剰人員がいるのか。国家体制改革委員会の調査結果では25

⁶⁷ 国際協力事業団(1999a) p.51.

⁶⁸ 馬洪 王夢奎主編(1999a) p.299.

%、國務院發展研究中心の分析した結論では 20%-25%、国家統計局の調査結果では 20%となっている。25%で計算した場合余剰人員は 2,691 万 5,000 人、30%で計算すると 3,229 万 8,000 人となる。目下中国の潜在失業率は 25%から 30%が比較的客観的な推計だとすると、国有企業の余剰人員はその間となる。もし政府部門の提供した潜在失業率指標の下限 20%前後で計算すると、国有企業の余剰人員はすくなくとも 2153 万 2,000 人となる。⁶⁹

著名な董輔祈教授は、国有企業の中の余剰人員は少なくとも三分の一はおり、全社会的な社会保障制度ができていないので、なかなか余剰人員を分離することが難しい、としている。⁷⁰

中国の労働力市場の供給主体からみると、既に三種類のグループが存在するとされる。第 1 類には、一に流動就業する農村余剰労働力で、資料が若干古いが 1996 年の全国で流動就業する民工は約 6,000 万人に達する。こうした農民労働者の年部への大量流出を民工潮という。二に郷鎮企業の労働者がある。1996 年で郷鎮企業従業員は 1 億 3,140 万人に達する。三に都市労働人口中、非国有企業労働者で、主として三資企業、私営企業就業者等である。1996 年に都市私営、個体企業従業員は 2,300 万人であった。第 2 類には、都市国有企業の労働契約制を実行した従業員で 1996 年末で、1 億 600 万人近くいる。第 3 類は、都市の一時帰休者、生産停止、半停止企業従業員、および国有企業の余剰従業員、農村の潜在的余剰労働力である。これらは名目的には就業人員であるが、実際は半失業状態である。⁷¹

中小企業育成の一つの方法としての経営者育成も、あまりに対象人数が多いために、中国側指導者を養成する方法しかとれない。この点についても、国家経済貿易委員会とよく相談することが必要である。

7-4 進出日系企業の管理者養成

中国の対外開放から 20 年以上となり、日系企業の進出もかなり多くなった。日系企業の場合、現地職員の登用があまり行われず、つまり現地化があまり進まず、そのために日本人派遣役職員の人件費負担が極めて重いケースが一般的といえる。米系企業の場合、米系中国人等を積極的に活用し、現地職員の登用も積極的に行っている。日系企業の場合、現地職員の教育は例えば技術習得等は積極的に行っているものの、管理者、経営者としての教育は、現場の実情からすると大変に難しい。実際は不可能といってもよい。外部で教育するにも、そうした需要に応える機関はない。

しかし、日系企業の対中直接投資は今後長期にわたって、日中経済交流の中で極めて重要な地位を占めることは確かである。

そこで、なんとか ODA で日系企業の管理者、経営者を養成する方法がないだろうか。進出日系企業の管理者、経営者養成であれば、対中 ODA に対する日本国内の批判も、かわすことが出来るのではないだろうか。

⁶⁹ 劉偉 高明華 (1999) p.301.

⁷⁰ 韓志国他主編 (1997) p.5.

⁷¹ 馬洪主編 (1997) pp.117-118.

7-5 日本の経験の伝授

中国に対し、日本の各分野の経験を伝授することも大変に有益と考えられる。既述の通り、2000年2月の国際金融にかかわるシンポジウムで、中国社会科学院の余永定所長は、「金融管理、リスク管理面で日本は経験が深い。そうした経験を中国に提供してもらえると大変参考になる。」と述べている。日本の金融当局の金融面での監督管理について詳しく紹介した書物等もある。⁷²

人材育成に努力する一方で、日本の多くの経験に学びたいとの需要も極めて大きい。人材育成と併せて、この面での協力も行うべきであろう。一般的にいえば、短期の研修的なものは経験の伝授であり、長期のものは教育的性格が強まってくることになる。

⁷² 北京大学国際経済研究所編（1998）

8. おわりに

中国のように、権限委譲があまり行われていない国では、人材育成に協力したい、といった話は、国家指導者に直接伝えたほうが効果がある。ODA で人材育成に協力するとすれば、機会をとらえ朱鎔基首相に伝えることが、下も動きやすくすることになる。

これまで諸外国が短期の研修的なことを多くやってきたが、短期であればホテル等を使うことで十分であった。

腰を据えた人材育成であれば、ホテルではコストがかかり過ぎる。宿泊施設もついた研修施設があることが望ましい。街中である必要はない。郊外に広い敷地を確保し、建物は少しずつ増やしていけばよいであろう。

研修施設の管理を中国側に任せることはあまり適当でない。少なくとも 50% は日本側が経営管理権を保持したほうがよい。

2000 年 3 月に開かれた全国人民代表大会の重点の一つは、「西部大開発」であった。2000 年秋に予定される朱鎔基首相訪日の機会をとらえ、日中両国間の西部大開発への協力について、総括的な取り決めを政府間で結ぶ構想もあると聞いている。それは政治の問題であり、本稿で取り上げた人材育成への協力は、現実的、具体的ニーズのある人材育成を地道に行うことである。最初から全体の絵を描くことは難しいかもしれないが、人材育成への協力は、長期にわたる、しかも「顔の見える」協力であり、地道に着実にやっていくべきものとする。

参考文献

• 日本語

- 外務省経済協力局編 (1999) 『ODA 白書』(上巻)
国際協力事業団 (1999a) 『中国国別援助研究会報告書』(第2次)
国際協力事業団 (1999b) 『国際協力事業団年報 1999』
藤本昭編 (1994) 『中国 市場経済への転換』日本貿易振興会

• 英語

- ADB (1998) *Annual Report 1998 Asian Development Bank*
IMF (1999) *Annual Report 1999. International Monetary Fund*
Manuel Guitian, Robert Mundell (1996) *Information and Growth in China. International Monetary Fund*
World Bank (1997) *China 2020*
WORLD BANK (1998) *Annual Report 1998. World Bank*
WORLD BANK (1999) *Annual Report 1999. World Bank*

• 中国語

- 胡鞍鋼 (1991) 『中国：走向 21 世紀』中国環境科学出版社
尚福林 主編 (1995) 『中国貨幣信貸政策与制度』(上冊) 中国金融出版社
薛峰 (1995) 『銀行信用風險分析』中国經濟出版社
謝平 (1996) 『中国金融制度的選抉』上海遠東出版社
徐鎮南 孫文基編著 (1995) 『新編財政金融基礎』中国富計出版社
陳元 主編 (1996) 『香港金融体制与 1997』中国金融出版社
楊干忠主編 (1996) 『社会主義市場經濟概論』中国人民出版社
戴相龍他主編 (1997a) 『中国金融改革与發展』中国金融出版社
戴相龍主編 (1997b) 『領導幹部金融知識讀本』中国金融出版社
国家計画委員會政策研究室編 (1997) 『邁向 2020 年的中国』中国計画出版社
韓志国他主編 (1997) 『国有企業』經濟科学出版社
劉海雲他 (1997) 『中国証券市場与証券投資』華中理工大学出版社
馬洪 主編 (1997) 『中国市場發展報告』中国發展出版社
邵春林 編著 (1997) 『現代金融概論』上海三聯書店
中国社会科学院他編 (1997) 『中国經濟叢書 財政貨幣政策協調論』中国財政經濟出版社
北京大学國際經濟研究所編 (1998) 『金融監督与風險防范』經濟日報出版社
狄衛平 葉翔 (1998) 『改革与開放中的中国金融業』清華大学出版社
何清漣 (1998) 『現代化的陷阱』今日中国出版社
厲無畏主編 (1998) 『轉型中的中国經濟』上海人民出版社
李江 顏波主編 (1998) 『中国經濟問題報告書』經濟日報出版社
劉同旭主編 (1998) 『財政基礎知識』中国財政經濟出版社

樓繼偉他主編 (1998) 『中国国有專業銀行商業化改革』 中国金融出版社
李富強他編著 (1998) 『知識經濟与信息化』 社会科学文献出版社
吳敬璉 他 (1998) 『国有經濟的戰略性改組』 中国發展出版社
楊帆他 (1998) 『中国的挑戰』 石油工業出版社
志遠 三鼎 編著 (1998) 『十五大後的中國經濟』 中国經濟出版社
中国人民銀行 (1998) 『中国金融熱點問題研究報告』 經濟科学出版社
曹風岐主編 (1999) 『中国金融 改革、發展与國際化』 經濟科学出版社
賈康 閻坤 (1999) 『軌軌中的財政制度变革』 上海遠東出版社
厲以寧他主編 (1999) 『中国經濟跨世紀的主題和難題』 經濟科学出版社
劉偉 高明華 (1999) 『轉型期的国有企業重組』 上海遠東出版社
李京文 (1999) 『当代中国經濟熱點分析与展望』 社会科学文献出版社
李揚 (1999) 『中国金融改革研究』 江蘇人民出版社
馬洪 王夢奎主編 (1999a) 『中国發展研究』 中国發展研究社
馬洪 王夢奎主編 (1999b) 『中国 經濟形勢与展望』 中国發展出版社
倪健民主編 (1999) 『国家金融安全報告』 中共中央党学校出版社
邱曉華 (1999) 『九十年代中國經濟』 上海遠東出版社
王夢奎主編 (1999) 『中国：直面金融危機』 外文出版社
張永謙他主編 (1999) 『技術創新的理論与政策』 中山大学出版社
中国人民銀行研究局 (1999) 『金融 熱點問題 (二)』 經濟科学出版社
朱光耀他 (1999) 『金融危機·經濟安全与政府債務政策』 中国財政經濟出版社